

令和2年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

令和2年3月18日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 京丹波町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第13号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第14号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第15号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議案第16号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 京丹波町質美財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第18号 京丹波町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について
- 第21 議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算
- 第22 議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第23 議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第25 議案第23号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第26 議案第24号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第27 議案第25号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第28 議案第26号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第29 議案第27号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第30 議案第28号 令和2年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第31 議案第29号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第32 議案第30号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第33 議案第31号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第34 議案第32号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第35 議案第33号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第36 議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算
- 第37 議案第35号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第36号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第39 議案第37号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第38号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第39号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第42 議案第40号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第41号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）

- 第44 議案第42号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
第45 議案第43号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
第46 議案第44号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
第47 議案第45号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
第48 議案第46号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
第49 議案第47号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）
第50 議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について
第51 発委第 1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第52 発委第 2号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める
決議
第53 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 岩田 恵一 君
2番 野口 正利 君
3番 谷口 勝巳 君
4番 隅山 卓夫 君
5番 村山 良夫 君
6番 坂本 美智代 君
7番 鈴木 利明 君
8番 西山 芳明 君
9番 北尾 潤 君
10番 山下 靖夫 君
11番 東 まさ子 君
12番 山田 均 君
13番 谷山 眞智子 君
14番 篠塚 信太郎 君

15番 森田幸子君

16番 梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町長	太田昇君
副町長	谷俊明君
参事兼会計管理者	中尾達也君
参事	山田洋之君
企画財政課長	松山征義君
総務課長	長澤誠君
税務課長	豊嶋浩史君
住民課長	久木寿一君
保健福祉課長	大西義弘君
こども未来課長	木南哲也君
医療政策課長	中川豊君
農林振興課長	山森英二君
にぎわい創生課長	栗林英治君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	樹山静雄君
教育次長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・谷口勝巳君、4番議員・隅山卓夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月13日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、全議員協議会を開催しますので、議員の皆様には大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

これより、諮問第1号を採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにします。

《日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(梅原好範君) 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することにします。

《日程第5、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第5 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 1点伺っておきたいと思うんですけども、提案になっております条例につきましては、職員を含むですけども、会計年度任用職員等の労働条件にかかわる部分もあるわけがございます。その場合に、職員を代表する団体、本町においては職員組合というのが組織されているわけがございますけども、そこの協議が当然必要だと思うんですけども、この内容について協議されて、合意というのはされておるのかどうか1点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） お答えいたします。

昨年12月議会でも会計年度任用職員にかかわる条例を議会のほうでもお世話になったということがございます。その時点で、本町の職員組合のほうにも協議をしまいた経過がございます。今回につきましても、その延長ということで、こちらにつきましても職員組合のほうにご理解をいただいているというふうに理解をしております、今回提案させていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 第8条関係の育児休業に関する条例であります、これは会計年度任用職員と職員と別に記載がしてあるわけですが、中身的には同じ中身になっているのか。

それと、同じく第12条関係の特殊勤務手当についても同じ条件なのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、第8条関係でございますが、こちらにつきましては、フルタイムの職員、いわゆる地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員につきましては、フルタイムという職員が該当してきます。

したがって、会計年度任用職員の休暇につきましては、日数でありますとか任用期間によって取得が決まっております、有給、無給、年次休暇、特別休暇につきましてそれぞれ規定がされているところでございます。基本的には、会計年度任用職員の休暇についての規定に基づきまして、措置がされてくるというものでございます。

続きまして、第12条関係でございます。こちらにつきましては、これも京丹波町職員の給与に関する条例でございましたり、12月議会でお世話になりました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づきまして、特別勤務手当に関する条例に基づくものでございます。こちらにつきましては、特別勤務手当に関するものでございまして、危険手当でありますとか、防疫作業に関する手当でありますとか、そういったものを規定する内容となっております、こちらにつきましても、会計年度任用職員が4月から適用されるということに基づきまして改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

《日程第6 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第6 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7 議案第5号 京丹波町森林環境譲与税基金条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第5号 京丹波町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 森林環境譲与税の条例の制定の提案理由が書いてありまして、木材利用の促進、普及啓発、森林整備等に限られると書いてありますが、その中の普及啓発というのはどのようなことをされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 普及啓発につきましては、例えば、現に庁舎にもつくっておりますし、これから認定こども園にも木材を使った建設をするということが町の大きなプロジェクトの中です。

また、令和2年度から地域産材の利用拡大事業ということで、それぞれ町内の木材を2分の1以上活用していただいたものに関して、要綱に定めた中で対応するものについては2分の1の補助をするような事業もしておりまして、できるだけそういう木材を利用しながらいろんなものに活用していただくというようなことで、その中で啓発を進めていくというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、今、普及啓発の関係では、木材の利用促進、それに対する助成ということでございましたけども、もととなる山の整備の関係ですね。維持管理というのは非常に高齢化も進んで、不在地主もたくさんいるわけでございますけども、京丹波町の場合は、山の場合に財産区とか、個人所有とか、それぞれの区有林、私有林があるわけでございますが、そこを見た場合に、やはり今そういう中で境界がわ

からなくなっておるとかそういうこともあるわけでございますし、なかなか地元で山の状況を知っている方がどんどん少なくなっているという状況もあるわけでございますけども、そういうところをやはり支援をして、それぞれの地域や地元でもそういう取り組みができるようなことはできないのかどうかというのが1点と。

それから、森林整備の関係で、皆伐ということで山を全部切って、そしてまた植林ということを経営的にはやっておるわけでございますけども、森林の持続的な経営なりを考えますと、そこにもっと重視をして、やはり自伐型で皆伐ではなしにそういう山を持続的に継承していけるような取り組みも諸外国では取り組まれておるわけでございますけども、やはりそういう点にもしっかり目を向けるべきだと思うんですけども、その辺についてのこの基金の活用とかそういうものは森林整備等という中に含まれているんだと思うんですけども、その辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 明確化につきましては、森林環境譲与税を使ってまずやることにつきましては、土地の部分と木の部分と2種類あるわけですが、森林経営管理法に基づきますものは、木を中心に材ということになります。

したがって、底地の土地までも明確化をきちっとすることは、今のところは考えておりませんので、まずは木そのもののそれぞれの個人の所有の木の明確化、境界をまず定めて、その定めたものにつきまして意欲ある林業経営体に経営を任せていくという流れになってきます。当然、いろんな事務手続の中では、木だけではなしにそれにかかわります土地の境みたいなことも含まれるといたしますか、それも参考にしながらということには当然なってくると思っておりますけれども、基本的には木の境を求めて、それでもって管理をするということになっております。

したがって、まずは町なり、森林組合なり、そういうところにデータを集約をいたしまして、そこから現地でそれぞれの所有者の方に立ち会っていただいて、明確化の作業を進めるというふうなことで考えているところであります。

また、皆伐の関係ですけれども、まず森林経営管理法に基づきますものは、まずは森林の手入れをされていないところを経営が成り立つところ限ってこの税を使ってやるということですし、それでも経営が成り立たないところについては、町のほうでこの税を使って間伐作業をして守りをしていくという、大まかに言いますとそういう流れになっておりますので、この趣旨に基づいて事業を実施したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 木の境界をはっきりさせるという取り組みだということですが、当然、スギ、ヒノキというものだけがそこに目が行ってるかどうかわかりませんが、木の境界ということは地面の境界とイコールにならなければ、所有者から依頼を受けて、ここがAさんとBさんの境ですよということを確認して、そのAさんの所有の中にはこれだけの材があるとかそういうことで進めていくということではなしに、スギやヒノキのあるところだけを誰のものかということを確認するということなのかどうか、1点伺っておきたいというように思いますし、不在地主、もちろん地域におられる方もあるわけですが、その方については、私はもう管理できないという場合は、町がそれを預かって間伐なり、業者に任せしていくということになる場合に、それは全部皆伐という考え方でいくということなのかどうか伺っておきたいと思います。

それとあわせて、皆伐した後に植林とか、当然、枝打ち、下刈りというのがあるわけですが、そういうものもこの基金を使ってやるということになるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 境界のことにつきましては、まず目的、優先順位としては、木のそれぞれの境界をまず決めるということが優先的になろうかというふうに思っております。この譲与税を使って底地の部分、土地の明確化をするということが優先順位として求められているものではございません。まずは木を適切に管理するための材の境界を明確化をするということが優先的にはなろうかというふうに思っております。

それから、皆伐の関係で、町が最終的に受けるものにつきましては、どうしても経営が成り立たない奥地のところとかそういうものに限って民間の森林事業体が経営には向いてないというところのみを町がお預かりをするということになります。その後、町が受ける作業的なもので言いますと、間伐をして、一定期間すると皆伐をして、それも一定広葉樹も残しながら今想定しておりますのは、やがては自然林に返していくような形でできればなというふうに思っております。これも山の状況なんかを見ないと一概には言えませんが、そういう感じでイメージ的には持っているものでございます。

もう1つは、植林をどうするのかということですが、そもそもこれは手を入れることによりまして、後の植林、保育も必ずするということが求められておりますので、そういう意味では、切ってしまってそれで終わりということではなしに、循環型のものを求めるためには、後の植えて育てていくということも求められているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） もう1点伺っておきたいんですが、山林公図というのがあって、山の境界といいますか、大体ここは誰の所有というのは公図を見ればわかると思うんですけども、そういう面から言いますと、機能、境界をはっきりさせることが優先だということでございましたけども、そうしますと、そこにスギ、ヒノキがあってそれを皆伐したと。縦貫道を走っていても、町内で植林されたところが見えますが、最近の豪雨で裸になっているところに植えてるわけですから、土石流的なものが起こっておるところもよくみるんですけども、そういうことが起こった場合、その復旧というのはできるのかどうかと。やっぱり皆伐というのは非常にリスクも持っているのではないかというように思うんですけども、その辺については、植林した後が崩れてもその所有者の責任ということになるのか。その辺の考え方はどうなのか。やはり実際にああいう山の状況を見ておりますと、昔は階段のような形で雑木を切って、そこに植えるというような方法もあったんですけど、今の状況を見ておりますと、山の肌を削って赤土のところに植わっておるわけでございますけど、ああいう状態を想定するわけですけども、今回の取り組みというのは、ああいう状態を想定して皆伐の後は肌が見えた状態で植林をして、そして保育をしていくということになるのか。やっぱり実態にあった状況をしないと、やはりこの地域では山の傾斜もあるわけでございますから、そういうことが起こると、逆に土砂が下流に流れ込むということも起こるのではないかというように思うんですけども、その辺のことは十分歯どめといいますか防止ができるということでこの基金を使ってやれるということでいいのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、荒廃が進んでおります森林を適切に管理をするということが目的というふうになっております。当然、実施をする場合については、皆伐ということもいずれは出てきますので、その辺については、それなりの知識を持ったところの経営体が受けていただきますので、防災上の観点も含めながら、どうしたらその山に応じたような皆伐の仕方、もしくは、どうしたら次の植林がしやすいような状況をつくり出すのかというあたりも想定をしながら事業をしていただくことになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第8、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 1点伺っておきたいと思うんですけども、新旧対照表で新しいほうを見ますと、(2)に意思能力を有しない者というものが印鑑の登録を受けることができないというところに入っておるわけでございますけども、意思能力を有しない者というのは誰が判断するのか。窓口に来られた場合、どのような判断の仕方をするのか1点伺っておきたいと思います。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) 印鑑の登録をされる際に来庁されまして申請書によって印鑑登録をされるわけですけども、その申請書に記載をされ、印鑑登録をしたい旨をおっしゃいまして、登録する印鑑の提示をし、その手続をされた場合に意思能力があるというふうにさせてもらって登録手続をさせていただくということになります。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております内容は、提案理由にもありますように、民営化を前提にして加入分担金を1万円にするという内容になっておるわけでございますけども、そうしますと、今の考え方からすれば、3年後に移行ということに言われておるわけでございますけども、これまでに8万円を払って加入をされている方は、現時点で何名の方がおられるのかというのを1点伺っておきたいというのと。その方は、民間へ移行するという前提でこれは提案になっておるわけですから、差額の7万円を返還するというのはいつの時点でそれをやられるということになるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 現在、加入されております方で、返還する規約は5年という

ことになっておりますので、対象件数としましては97件の方がございます。現在のところ現行の条例の適用となりますので、返還につきましては、現在の要綱からしますと、ほぼ5年後ということになると思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 3年後に民間へ移行するという前提で進んでいるからお尋ねしたんですけどね。5年後というのは、ケーブルテレビ事業が民間へ移行された後、加入された5年後と。例えば、令和元年に入られた方は、その5年後ということになるのか。ちょっとその点どういう考え方なのか1点伺っておきたいということと。

それから、民営化を前提にしていますので、町長は何遍も民営化については議会でも述べていると言われますが、先日、審議会の資料もいただいたんですけども、審議会はそういう答申をしたと。その答申を受けて町はどういう考え方で臨むんだということになると思うんですね。審議会の中で10項目出されておるわけですから、その10項目についてこういうように対処するというのを示していただいて、そして民営化するかどうかというのは進めて決めなければ、民営化前提ということではないと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきたいと思いますし、やはりケーブルテレビは、町民の皆さんが今利用されておるわけがございますから、住民に対してもしっかりと説明責任を果たすということも当然だと思うんですけども、これまでの答弁からすると、受けていただく民間業者が決まってから使用料もそれでわかってから説明会をするんだということがございますけども、それでは決まったことを報告するというだけで、説明ということにはならないと思うんですけども、その点についての考え方もあわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 1点目のご質問でございます。

ケーブルテレビ移行後、5年経過しない方はどうなのかということでございます。当然、今の計画といたしましては、工事に3年程度必要であろうということで、そこから随時移行を図っていきたいということでございます。その間に5年を経過する方については、その時点で要綱を適用させていただきますし、5年を到達せずに民間移行となった場合につきましては、民間事業者の選定をこれから行います。選定によってスケジュール等が確定した後に全体像が見えた段階で、最近の要綱も含めまして、できる限り不公平が生じないような調整が必要であるというふうには認識をいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビの民営化でありますけども、審議会の答申を受けまして、その項目について民営化を進めていくことがケーブルテレビの利便性の向上なり今後のコストの削減等も考えて適当であるというふうに考えて決定をして民営化に向けてスケジュールを進めておるところでありまして、そうした中で、具体的な内容といいますのが、サービスを提供してくれる会社が決まらなると具体的には説明しにくくなるわけでありまして、そうはいいまして、町民の皆さんにもご理解をいただく必要があるということで、令和2年度のタウンミーティングの中では、そのときも恐らく業者が決まっていな可能性もあるんですけども、町民の皆さんに対して説明をしていく必要はあるというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 令和2年度当初予算に債務負担行為で10年間で9億円余りのお金を民営化に向けた債務負担行為ということで提案されたわけでありまして、町としては、民営化ということを前提に予算も組んで、そしてまた今回の条例改正ということになってるんですが、本来なら、それまでに審議会の答申を受けて、町の考え方をまとめて、それを住民にしっかり説明をして、いろんな意見を聞いて、そして、再度、民営化をするについてどうするんだということをきっちり固めて進めていくというのが本来の筋道と思うんですね。当然、公設公営か、民設民営かの二者選択ではなしに、いろんな方法も私はあると思うんですね。全国的に事例もあるのではないかなと思うんですけども、そういうものも示して、その中でどの道を選ぶんだというように進めていかなければ、審議会の議論も見せていただきました。それぞれいろんな角度から議論もされておるわけでございますけども、実質2回の審議でございます。3回目はまとめになっておりますから、やっぱり一定の時間をとって、そしてしっかり議論をして住民の声もしっかりそこに届くような、そういうような審議会であるべきと思いますし、それを受けて町は町としての考え方をしっかりと。実際に町民全体の意向とか意見をアンケートとかそういう形でとって、そして方向を決めていくというのが本来町としてとるべき道だと思うんですけども、改めて伺っておきたいと思います。審議会の議事録についても、委員会でも申し上げて先日いただきましたけども、本来なら審議会が答申をすれば、その内容を町民にも公開をして、こういう議論がされたんだということも資料も含めて公開をしていく、情報も公開していくということが本来あるべき姿だと思うんですけども、それも含めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビの民営化をしていくか、今後どうしていくかということを含めて審議会のほうに諮問をさせていただいたわけでありまして、その中で審議会については町民の方からの意見も反映ができるようにということで公募もしながら委員を決定をさせていただいて、そこでご審議をいただいた内容を答申として受けて、その中で民営化をしていくことが今後のことを考えた場合に、ふさわしいのではないかとということで決定をさせていただいたところでありまして、それに基づいて予算等もご審議をいただいておりますというようなところでありまして、そういう経過も踏まえて町民の方には業者決定でより具体的なことは出るとは思いますけれども、そういう状況についてはこれからも説明をしてみたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） まず最初に、町長にお聞きしたいんですけども、この審議会について求められたのには、京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方についてということで求められたんです。それがいつの間にか知りませんが、運営方法だけに偏って、公営にこのままするか、民営にするかということになってるんですけど、この題目から行きますと、当然のことですけども、このままケーブルテレビ事業を今のやり方で続ける。それから、もう廃止してしまう。それとも、ほかの方法でこれに見合うものをする。これだけのことを含んだ答申をいただくというつもりで出されたのか。それとも、今のままを続けるけども、その単なる運営の仕方を民営にするのか、公営にするのか。これだけを問われたのか。それで1点目お聞きをしておきます。

それから、2点目は、今も話がありました審議会の中で出たことをいろいろ見せていただきました。その中で非常に興味を持ってよく考えておられるなというご意見があったり、また、今申し上げたとおり、今の方法をそのまま継続するのではなしに、例えばこれからの時代は5Gの時代だから、それを導入するというようなことも先を読んだ投資をしないと無駄になるのではないかとというようなご意見もありました。そういうことをおっしゃってましたけども、それについてどう考えられるかということ。

それから、アドバイザーというんですか副会長からこんな話が出てました。5G網を充実させるためには、光ケーブルが通っていることが必要だということですけど、そうなのかどうかお聞きをします。

それから、光ケーブルは京丹波町には通っていないのですか。いるのかいないのかお聞きをしたいと思います。

それから、これも町長にお聞きしたいんですが、これからは高齢化が進むと思います。ますます町長もおっしゃってるし、どこの自治体の長もおっしゃってるとおり、これからは公的なものに頼るのではなしに、町民相互の協調が大事だとおっしゃってるし、私もそのように思います。5Gとかスマホの意見が出たときに副会長の方から、高齢者はスマホとかタブレットが使いにくいというようなことがあるというようなことがあったんですけど、その中に、その意見に対してこういうことをおっしゃってる委員さんもおられました。そういう人がおれば、町民の中でそういうことに長けた人がそういう方にアドバイスをさせていただく。そのことによって使えるか使えないかにプラスして町民相互のコミュニケーションが図れる1つの方法ではないかとおっしゃってましたけども、私は、これは賛同するわけですけど、町長はどういうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

それから、民営化するとして、一番町民の方が関心を持っておられるのは、いただいた資料でいろいろ検討したんですけども、確かに町の財政的には1億円から1億2,000万円少なくて済みます。その分、個人負担が1億5,000万円から1億6,000万円ぐらい増えるのではないかと思うんですけども、結果的に、町民の方は、町の一般会計から負担する分と個人が負担する分の合計でどうなってるかというのが大事なんですけど、その点は本当に民営化することによって、町だけのことではなしに、町民も含めた中でプラスになるのかどうかお聞きをまずしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビのあり方を諮問をさせていただいたわけでありまして、当然そういういろんなことも含めて検討いただいたというふうに思いますけども、このままやめてしまうというような議論はないというふうに思います。やめてしまえばテレビが映らなくなるわけでありまして、今のサービスをどういう形で維持できるかという中でどんな方法があるかということを議論をいただいたというふうに認識をしておるところであります。

5G、使えるものは、そら使えばいいわけですけども、今見ているテレビを5Gで見るということは恐らく不可能ではないかというふうに、今の技術でも不可能ではないかというふうに思いますので、やはりケーブルでのテレビというものがないと難視聴地域である京丹波町のところにあってはそういう認識をしております。

それから、高齢化という話がありましたけども、テレビとまた別の話かもしれませんが、いろんな意味で住民がお互いに助け合うことは非常に重要なことだというふうに考えて

おるところであります。

それから、コストの問題ですけれども、将来的に今の状態を続けることによって町が負担するコストよりも下がるということももちろんですし、町がこのまま続けるとしましたら、今後の技術革新等によって、また期間が来て老朽化することによって、設備をどんどん更新していく必要がありますので、将来も考えたときにはかなりそういうコストがかかってまいります。民間どこか決まるか決まっておきませんので、細かい数字までこれが確定というものではありませんけれども、将来の技術革新やいろんなことに対応する上でも民営化にすると、その辺のコストが削減されるのではないかなというふうに理解をしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 町内に光ケーブルが通っているかというご質問に対しましては、丹波地区、和知地区につきましては、ケーブルテレビの光ケーブルが敷設されております。

現在の5G、特にローカル5Gですけれども、一定の光ケーブル網を活用したサービスということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、1点目お聞きした答申の範囲ですね。町長は、今のまま続けるということ。それから廃止は絶対はない。廃止したらテレビは見られない。5Gで見られるかということなんですけど、今の4Gでもスマホでテレビ放送は見られることはご存じですか。アプリで見られるのではないですか。私は見てますけど。ちょっと認識がその点どうなのかなというように思います。

それから、廃止をするということは言いましたように、ほかの方法があるのではないかということ。それから、将来のために云々ということをおっしゃいます。将来的に経費がかかるのがどうかとおっしゃるんですけど、本当にそうなら、先ほどもご意見があったとおり、もっと時間をかけて検討しないと、これ、10年契約するわけですね。もう既に皆さん知っておられるとおり、今5Gが具体化し出しましたけど、もう既に2030年を目標に6Gの研究の計画を練ってる業者がドコモ、ソフトバンク、au、外国はもっと進んでますけど、日本でもあるというようなことが報道されてます。そんなことですので、ケーブルテレビだけにこだわったこういうやり方というのは問題があるし、もしもこれでやられるんなら、委員は10名ですね。そのうち9名が地元で1名は他の方です。町民の意見を聞いた聞いたとおっしゃいますけど、9名ですよ。そういうことではなしに、やっぱりもっと慎重にやって

いただいてから、こういう一般会計もそうですし、この件もそうですし、議案を出してこれないと非常に問題を感じます。

というのは、連帯をしてそうやと。例えば町民も議会もCATVのままで続けて10年間続けよう。そして、それも民間に委託しようということを決まってからこれも出されても何の問題もないわけですね。また、一般会計でも同じことを申し上げようと思ってるんですけど、債務負担行為についてもそれでいいわけですよ。何でこのITの形をつくるために、こういう老獪な予算編成なり議案の提出というのは本当に町民のためには私はならないと思うんですけど、その点のことを1点聞いておきます。

それから、お聞きした中で、料金のことが答えてもらえませんでしたけど、差し引きしたら本当にどれぐらいかかるのかどうかということをお聞きをしておきたいと思います。

それから、光ケーブルが通ってるというのはどこの光ケーブルですか。ドコモですか。それとも関電の光ですか。ということをもう一遍確認をしておきたいと思います。

それから、町長が直接これとは関係ないみたいな話でされましたけど、共助というのはそういうことだと思うんですよ。私の知り合いでインターネットができないということでお孫さんが四国におられて、そのお孫さんが来られて、おじいちゃんとはインターネットもでけへんのかと言われて、それからやられて、80歳をちょっと過ぎたときからやられて、私も1カ月ほどいろいろ私なりにわかる範囲でこうしたらどうと言ったら、もうすぐ3カ月かそこらで娘さんの嫁いでおられる高知県の産業とか、まちの様子とか、観光資源というのをちゃんと見られるようになってたし、孫の写真を送ってもらったらこっちの写真も送るようなこともちゃんとされてます。だから、そら、何もわからないとおっしゃってて、その方は今も携帯はスマホではなしに前のやつを使っておられます。しかし、その気になったらやっぱりできると思うんです。初めからスマホはわからへん。タブレットはわからへん。PCはわからへんと言うてしまったら終わり、それを相互に助け合ってやっていくのがこれからの社会としては必要でないかということなんです。そのことを1つ町長にお聞きしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） テレビの関係でありますけども、確かに今4Gの環境でスマホ等でテレビが見られることは事実であります。それを知らないわけではありませんで見られます。ただし、私自身は、4Gを使って家庭のテレビを見られる方法というのはまだ存じ上げませんので、そんな方法があるのであればお教えをいただきたいというふうに思うところであり

ます。

それから、審議会の関係でありますけども、審議会につきましては、勝手に町がつくって、それで諮問をして、答申を受けて、それで終えてるというわけではありませんで、こういう内容で諮問をするということは設置条例において皆さんにもご審議をいただいて、それで設置をし、構成メンバーについてもその中でお示しをさせていただいたというふうに考えておるところであります。

最後のスマホか何かの話は、私は、高齢者はスマホやタブレットは使えないというようなことを言った覚えは全くありませんで、十分使っておられる方は私もよくよく知っておりますし、そういうことをいろんな形で教え合うということは、それは別に否定をするものではありませんし、どんどんやればよいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 町長の発言の一部に村山議員に対する反問が含まれておりましたので、以後お気をつけください。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 整備費の関係です。このまま公設公営でということの整備費でよろしいですか。

（村山良夫君の発言あり）

○企画財政課長（松山征義君） 公設公営の場合の収支につきましては、全体でシミュレーションの中で約29億円の一般財源の投入が必要であるということでございます。

一方、民設民営につきましては、19億円の収支がありまして、一般財源の投入が必要であるということでございます。特に、インターネットの関係で、個人負担がということですが、これも先ほど議員もおっしゃいました5Gとか6Gに対応するためにも、やはり民間技術の導入というのが重要ではないかなということも思いますし、やはり都市部並みのサービスを同様に受けるためには、一定のご負担もいたし方ないのかなというふうに考えております。

それと、光ケーブルです。町内の通っている光ケーブルは、私どもケーブルテレビの光ケーブルが丹波地区、和知地区には敷設されておるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 急ぎ答弁で気のついたものから順番に申し上げられえるかちょっとついていけないので言いますけども、光ケーブルは通ってるかと聞いたのは、町内の今のケーブルテレビの光ケーブルのことを聞いているのではないんですよ。課長、諮問の答申を読まれ

ましたか。答申の中に副会長の井上さんという方が5G網を充実するためには、光ケーブルが通っていないといけない。光ケーブルというのが今のことではなしに、例えば関西電力は、原発の状況を大阪本社で見られるように光ケーブルを地下に通しておられます。それを多分今は各変電所にも通しておられると思います。そういうのが例えばドコモも通っているのか。auも通っているのかということをお聞きしたということです、その点をお答え願いたいということと。

それから、一番町民の方が関心を持っておられるのは、このことによって、本当に町民の負担が一般会計から出す財政的なものも含めて負担が本当に改善できるのか。民間にしたら本当に改善になるのかということに関心を持っておられると思います。デメリットはたくさんあります。告知ができるのかとか、例えば所得の少ない方に対する免除制度が受けられないとか、場合によっては料金がいつ引き上げられるかわからないというようなことがあるわけですよ。だから、やっぱり現在の方法よりは民間にしたほうが本当にこれだけ町民の方は安くなりますよということをわかるように説明をしていただけませんか。そうでないと、この審議は審議できないと思うのが普通ですけどね。よろしくお願いします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 失礼しました。

光ケーブルの関係ですけれども、個人向けということではなくて、電気通信事業者が法人向けのケーブルを入れられてるという話はお聞きしたことはございますけれども、詳細はわかりません。

それと、インターネットとの関係ですけれども、やはりこのケーブルテレビというのは、冒頭お話をさせていただきましたように、もともとは難視聴対策で始まったものでございまして、いわゆる放送の部分をメインに取り組んだということで、その一方、付加サービスとしてのインターネット、これは通信の世界の話ですけれども、取り組んでおります。こういった中で答申を受けまして、町といたしましても、いわゆる放送の部分、広く住民さんがご利用されている部分につきましては、現在の利用料と余り変わらない、変化のない形での取り組みが必要ということで、これからそういった形で進めていくようになります。

ただし、一方、通信の世界につきましては、これは本町におきましても6,500人ほどの加入者がおられるうち約半数の3,000人が今ご利用をいただいています。通信というのは、速度も環境も人それぞれ異なるものがございまして、そういったところもいろいろ選択ができるということも民営化をすれば可能性が出てきます。こういったところで一定の質、量、速度を求められる方については、それ相応の料金が必要ということもございまして、そ

うでない方につきましては、また違うプランというのもいろいろ選択肢が増えてくることとなつておきますので、一定その通信の部分につきましては、本人のいろんな考え方の中で求められるものをそれぞれチョイスいただくということになろうかと思つておきますので、いわゆる全体的な放送の部分につきましては、今と変化がないように取り組んでまいりたいなというふうにお考えしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 2つの側面から質問させていただきたいと思つておます。

まず、1つ目がインターネット環境が満足いかないということで移住・定住してこようとする方が断つてきたような例というのがあるのか。

また、企業誘致、すごい大きな工場というよりは、個人でこちらでインターネットを使って何か商売をしようとするときに、本町のインターネット環境というのがネックになつて出ていった例というのがあるのか。町が移住・定住促進の施策をしてるので、そういう情報があつたらお願いします。

もう一方で、全く逆なんですけど、必要を感じていない町民からの何か意見なり、要望なり、質問なりというのがあつたのか。僕に結構入つてきて、インターネットのことでケーブルテレビがどうか言つてるけど、自分は使つてないし、お金がかかるだけだったらやめてほしいんだけどぐらいな感じで言われることもあります。情報不足もあると思うんですよ。告知放送がなくなるのではないかと、自主放送を楽しみにしているのにと、そんなのも言う中で、情報不足も含めてインターネットに必要なと感じているような方からの意見なんかがあつたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 移住のほうの側面からお答えをさせていただきます。

現在、町のほうでは、移住・定住の取り組みを進めておるわけではございますけれども、今、北尾議員からございましたように、やはり町内での起業を目指したい方、今職業をお持ちでこちらで住んで在宅で勤務をやりたいという方については、今の状況ではインターネット網の通信が非常に弱いということで敬遠をされた事例もあるところでございます。

また、先ほど後半の部分でありましたけれども、今必要性を感じていないという方も、これは私の聞く話だけになろうかというように思つておられますけれども、そういったものについては逆はないほうがいいので、この京丹波町に来たという人も中にはおられることも確認はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 1つ目のインターネット環境が満足行かずにというのは、本当にもったいないなど。一般質問でもさせてもらったんですけど、個人で起業する人が増える中で、本町も起業しやすい雰囲気をつくっていききたいと町長も答弁されていたので、ぜひ民営化して、町長も先ほど言われたように、日進月歩なので、町が日進月歩の技術革新に追いついていこうというのはなかなか難しいかなと思いますので、民営化する中で、外から入ってきやすいような環境というのを整えられるのではないかなと思うのと。

あと、もう一方の逆ですね。インターネットの必要がそんなに感じないという方なんかは、実は、民営化したほうが受益者負担という部分ですごくいいのではないかなと思うんですが、今、一般会計からたくさんお金を入れてるということは、町民平等に、逆に言うと、使っていない人もお金を払っているような状況ではないかなと思うんですが、その辺は、必要ない人にとってもいいという部分は、今回、民営化を進める上であるんでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） インターネットが必要ないという人もテレビを見られる場合はテレビで加入をしてもらいますし、インターネットは使うけども、タブレットとかスマホで使うから、それは契約している会社のパケット代を払って見るから、インターネット、町としてはいいよという人は、そういう選択肢もあると思います。スピードは人それぞれの要求されるところはいろいろなんですけども、今のままではどうしようもないという方も実際にはいらっしやるわけでありまして、それにかわるサービスが民間にあればいいわけなんですけども、民間にない中でやっていこうとすると、やはりそういう選択肢もできる。会社によってはいろんなオプションができると思うんですけども、そういう形でいろんなそういうできる状況というのを提供していくということが民営化の1つの目的でもあるというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ただいま提案されております条例改正については、加入分担金が8万円を1万円に減額することにより、これから加入される方にとっては加入しやすくなるわけですが、そのほかに行政と非加入者にメリットはあるのか。その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） やはり今回の条例改正につきましては、民営化もありますけ

れども、まずは移住・定住の推進に係る加入しやすい環境づくりとその方々の負担軽減ということが大きな柱でございまして、こういった部分では、行政についてもそういった方がたくさん町に来ていただけるというところが大きなメリットというふうに考えております。

また、未加入者の方につきましても、こういった入りやすい条件によっては、加入をしていただける方も出てくると思います。

こういった移住・定住の側面からこういう加入しやすい環境づくりをすることが、ひいては全体的な加入促進につながって、町としても一定の利用者の拡大というところではメリットがあると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） こうした加入促進によって加入者が増加すれば、民営化した場合に行政の負担や利用料の引き下げになるのかならないのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 事業者が設定される利用料のことだと思いますけれども、これにつきましては、民間事業者がどういうお考えを持っておられるかというところもございまして、今の段階でどうなるのかというのはわかりませんが、国のほうからもガイドラインが示されてまして、国内においても民設民営の事例が多く出てきております。こういった中で、一定の考え方といいますかガイドラインも今総務省が作成をされているということもございまして、その中で、そういった利用料のところについても、どういう表現がされるのかというところはこれからの話ではございますけれども、一定注目はいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 先ほどの受益者負担の部分で、町長の答弁がわかりづらかったんですけど、今、森田議員の質問を聞いてお聞きしたいなと思うんですけど、未加入者なんかは、今まで税金払って、その部分で一般会計の中からこちらの事業にお金が行ってたかなと思うんですけど、今回民営化されたら、そういうところが本来自分は使っていないから払わなくていいお金が発生しないのではないかなと。未加入なので、お金も発生しないという部分で、受益者負担という部分で、未加入者にとってもプラスになるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 未加入の方については、民間移行後、インターネットの部分に関して

は従量負担といますか受益者負担、たくさん使う人はたくさん使ってもらおうというような形で負担が平準化されますけども、ケーブルテレビも入ってない人については、ケーブルテレビの部分は完全に線が引けるかどうかですけども、やはりケーブルテレビの民設民営になったとしても一定金額を出すわけでありますので、一定部分は負担をいただくことには変わりはないのかなとは考えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） ただいま提案されてます議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私は、まず1点目に、民間委託については、町民の方にも、また議会にも具体的な説明が十分でない。特に、個人の負担がどのように増加するのかとか、どういうことになるのかというようなことは十分されてないし、町民の方は、京丹波町の所得を見てもみますと、やはり課税所得は200万円以下、また100万円以下の方がかなりの世帯あります。半分ぐらいあるのではないかと思います。だから、そういう方にとってみては、やはり個人負担がどうなるかということは切実な問題だと思っておりますが、それについて何度質問しても具体的な説明がないということが1つ。

それから、2つ目は、審議会に託された、題目から行きますと、京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方についてという大局的な立場からの答申を求められたんだと思うんですが、結果的には、その中の1つであります現在のケーブルテレビ放送を続けるのも1つの方法として、運営についてのみ民間にするのか、公営にするのかというような答申になってしまってるんです。ただ、この答申案の中を見ますと、会長、副会長を除いた9名の町民の方からは、例えばこれからは5Gの時代でないかとか、今のケーブルテレビの維持が大変なので、今後もまた有線でやった場合はどうなるのかというような具体的な質問なんかもありましたけども、それには具体的な答弁もないような状態の部分もあったりされてます。だから、町長は、はっきりおっしゃいませんでしたけども、審議委員の方はこの題目の京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方ということで、先ほど申し上げましたとおり、このまま続けるのか。廃止するのか。それとも、他の方法を用いるのかというようなことで参加されてる

と思いますので、結果的にそれが民営化か公営化というような話になってしまったというのには、私は非常に問題もありますし、こんな状態で民営化するというを前提にしたこういう案件には賛成できないということです。

それから、3つ目に、今のケーブルテレビの点で最大の欠点が2つあります。

まず1つは、全て発信者サイドの状態です。みんな町民の方が十分に聞こうと思ったら、受信者の方がこの番組は見たいということをいつでも24時間みられるような態勢にできていない。そうしないと意味がないというように思います。その点が1点。

それから、同じ今の問題があるのは、放映される場所が町内に限られてるということです。二、三日前ですか。CATVがつくった作品がかなり高い評価を受けて、NHKと関西テレビによって放映されました。しかし、そういうことの専門の人はそれを見ておられますけども、日本全体と言うたら、もっと大げさに言えば、世界全体の人が京丹波町のケーブルテレビ事業は、こういう立派な作品もつくってるというのは、残念ながら今の方法では見られない。こういう点についても私は問題があると思いますので、反対をしたいと思ってます。

以上が私の反対する内容でして、そのことをもちまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） ただいま提案となっております議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

本条例の改正は、ケーブルテレビに新規に加入する際に係る初期費用を軽減することを目的とした改正であります。現在の加入分担金は8万円であり、5年後に一定の条件を満たせば7万円が交付されますが、初期費用が高く、改善を求める声が多くの方々の町民の方々や議会を初め多方面から寄せられていることを私も聞き及んでいるところでございます。

本町の第二次振興計画の中における人口フレームについて、2040年に1万人程度を想定をされておりますが、平成17年に旧3町が合併して以来、毎年毎年200人程度が減少しております中で、この戦略人口を達成するためには、都市部や近隣市町から本町への移住・定住を促進するなど、社会的人口増加対策を推進していくことが不可欠であると考えております。

先ほどの質問の中で北尾議員のほうからネット環境不備で移住・定住を断念した件数とはという質問がございましたが、この施策の具体的な推進を最前線で担ってもらっております地

域おこし協力隊員の方に現状をお伺いしますと、ネット環境のことを話した途端に移住を断念したケースが20件以上もあったというふうにお聞きをしているところでもあります。

そこで、今後さらに移住・定住を促進をしていく上で、現状、ケーブルテレビへの加入をしてもらう際に、できるだけ安価に加入できる環境を整えること。

さらには、昨年12月の本会議で配付をいただきましたケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会の答申にもありますとおり、情報通信技術が目まぐるしく変化する今日、持続可能な安定的なサービス提供のために、民営化へ移行することが示され、町としても、その答申に従い民営化を進めていく方針であり、現行ケーブルテレビに加入しておくことで、今後、民営化が実現した際には、加入者によっては新たな負担なしで円滑な移行ができる条件整備も期待できるものであります。

以上の理由から賛成するものであることを申し上げ、賛成討論としたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、ケーブルテレビに新規に加入する場合、加入分担金8万円を支払わなくてはなりません、これを1万円に軽減するというものであります。

この条例改正は、京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化までの間において加入にかかわる負担を軽減することで、本町への定住促進を図るとともに、民営化への円滑な移行を行うため、同施設の加入分担金を改めるというのが提案理由となっております。

また、施政方針で町長は、ケーブルテレビ運営事業について、将来にわたって安定したサービスの提供とさらなる利便性の向上や高度情報化社会に適応するため、民営化に向けた取り組みを進めてまいります。今後は、民営化を図る民間事業者を選定し、施設整備を進めるとともに、住民の皆様には丁寧な説明を行い、円滑に移行できるように努めてまいりますと述べています。

ケーブルテレビ事業のあり方については、町は、審議会に京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方について審議会の意見を求めますとの内容で諮問をし、町直営でいく場合と民営化する場合とのサービスの内容、財務負担の比較による検討を行ってもらった。その結果、審議会では、全ての委員の意向で民営化へ移行することが妥当との答申を受けたということでありました。

12月議会の時点では、検討をしているところということでありました。しかし、令和2

年度の一般会計予算には、令和2年度から令和14年度までの民間事業者への支援金9億860万円が債務負担行為として設定されております。

また、今回の新規加入分担金の負担を軽減する条例改正も債務負担行為とともに民営化に移行するための取り組みの1つと言えます。民営化になると、今、ケーブルテレビに加入している全ての世帯が民間業者のサービスへ移行しなくてはなりません。これまで町が行ってきたケーブルテレビという重要な事業が民営化か、また直営化にするか、あるいは今話もありましたが、ほかの方法もあるかもしれません。こういう重要な事案が今問われているところでもあります。この問題については、今でもこのままでよいという人やもっと速度を速くしてほしいという方もありますし、住民負担もかかわることなので、十分な検討が必要という声もあります。

したがって、住民の意見が反映されなければなりません。3月12日には、審議会の議事録も公表されましたが、答申を受けて町が検討してきた方針、中身をやっぱり議会に、そして住民に示すべきであります。

しかし、町のスケジュールは、公募型プロポーザルで民間事業者を選定し、その後住民に説明するということではありますが、事後説明になります。町の財政は軽減できても、住民の負担がどうなるか。大切な課題であります。

町長の公約でもあります情報公開、対話による住民合意、こうした経過をもって重要な事柄は決定されるべきであることを指摘するものであります。負担やサービスの内容など必要な資料とともに議会や住民に明らかにして、もっと時間をとって決定すべきであることを指摘するものであります。

したがって、加入分担金を8万円から1万円にすることには何ら問題はなく歓迎するものでありますが、民営化を前提にした今回の条例改正には賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） ただいま上程の議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

現在、ケーブルテレビの加入分担金は8万円であり、加入促進助成金の制度により、加入後5年後に一定要件を満たせば助成金として7万円が交付されます。助成金が交付されれば、実質1万円となりますが、新規加入の際の初期費用としての8万円は負担が大きく、これまでから定住促進などへの対策として改善を求める声を町民の方々や議会を初め、多方面から

寄せられていることは僕も耳にしていたところであります。この議会でも党派を超えてそんな声がありました。

太田町長は、助け合いと活力のある健康の里づくりの実現に向けて、移住・定住対策の取り組みを推進されています。

今回の改正案は、移住希望者など定住を希望される方々への経済的な負担軽減、そして移住・定住をサポートされている地域住民の方々にとっても必要かつ効果的な施策であると考えます。

こういう過疎地に住むといろいろとお金がかかります。都会で生活するのは考えられないぐらいいろいろな費用が発生してきます。このケーブルテレビもそうですし、水道も加入分担当金が高い、水道代が高いと言われたり、町営バスもそうですし、病院も一般会計から大きくお金を入れなければ運営できないという感じになってます。この自治体を運営する上で、悩みながら前に進まなければならない。そんなところで少しでも町民の負担を減らす。移住・定住者の負担を減らす。そういう施策に取り組んだこの条例改正を大きく支持するものであります。

今回の改正は、これまでからの課題への対応とあわせて、民営化への円滑な移行にも配慮されたものであることから賛成するものであることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） これより会議を再開いたします。

《日程第10、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいんですが、提案理由では、令和2年4月から令和3年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の額を100分の10を減じた額というようになっておるんですけども、毎年こういう形で提案されておると思うんですけども、提案理由のどういう形で減額というのは提案されておるのか。減額の理由をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 提案理由でありますけども、非常に厳しい財政状況がある中で、みずから100分の10を返上するといいますかそういった形でさせていただくものでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 財政が厳しいということでございますが、いろんな指標を見ても、この間で厳しい状況は明らかなわけでございますけども、そういう点から言うと、毎年、財政が厳しいということでこういう減額の条例を出す。町長の1つの姿勢ですので、自分の任期中はこの状態で減額でいくと。そういう姿勢も示されてもいいのではないかなと思うんですけども、毎年提案されておるわけですけども、いろんな費用も当然条例改正ですので、ついて回るわけですので、やっぱりそういうことから考えると、私の任期中はこういう立場でやりますというように表明されてそういう改正をされてもいいのではないかなと思うんですけども、そういう考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 毎年になりますけども、その時々情勢も見ながら判断をそれぞれさせていただいておるというところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 毎年判断をしてということですが、財政状況が厳しいということでございましたので、ここ何年かは好転という見込みはないのではないかなと思うんですけども、

例えば令和3年には財政が好転して減額の条例を出さないということも当然あるということかと思いますが、財政が好転をするようなそういう見通しというのはあるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 報酬審議会で決まっておる金額を毎年判断をさせていただいて、今年でありましたら10%の減額ということで提案をさせていただいてるところでございまして、来年に経済が好転したら出さない。そういう可能性もないとは言いませんけれども、それぞれの時々の情勢も見ながら判断をさせていただきたいというふうに考えておるところでございします。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第9号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第9号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ちょっとわかりましたらお伺いしたいんですけども、今回、新型コロナウイルスによりまして、休校の間、学童で子どもたちを預かってるかと思うんですけども、一応これまでどおりの学童に通ってる子プラス、やはりこういった状況によって新たにこの間だけ受け入れてる児童がおられるのかどうか。

それにあわせて、今回の支援員のこともあるんですけども、支援員の方が対応するわけなんですけど、体制というのは十分とれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 新たな児童数ということでございますけれども、春休みから登録をするといった方、具体的に申しますと、春休み3月25日から本来であれば予定をしておいたわけですけども、それを前倒しして3月3日でありますとか、4日でありますとか、そういった形で登録をしたいという方が三、四名いらっしゃいます。全く新たにという方は現時点ではいらっしゃらないところであります。

支援員の体制でございますけれども、当初できるかどうかというぐらいのところ、通常2時半から6時半までぐらいが勤務時間ですので、8時半からですので8時ぐらいから勤務いただくということで、それぞれ指導員の皆様、お仕事をお持ちであったりご家庭の事情がある中で、本当に使命感を持ってやってやろうというようなことを言っていただきまして、何とか3月3日から学童を春休みと同じような形でさせていただくようになりました。

ですけども、やはり支援員数は不足をしております、各小学校、中学校に臨時雇用の学習支援員がいらっしゃいますので、その方に学校長を通じましてお声かけをさせていただいて、お助けをいただいておりますということと。我々事務局職員、学校教育課を中心に職員も行かせていただいております、また、スポーツ国際交流員にも行っていただいております、何とか体制をとらせていただいております。それが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） ただいまお聞きいたしました学童保育については、皆様ご協力いただきましてありがとうございます。

新旧対照表の第10条の3なんですけど、つけ加えられた部分の指定都市の長が行うとされていまして、この本町にとっては具体的にどのような研修が行われるのかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） これまででありますと、都道府県が主催をいたしまして研修を行っておったと。都道府県のみが主催をできておったというところでありましてけれども、この省令の改正によりまして指定都市、近くでありますと京都市、具体的に大阪市等が主催して支援員の研修をされる場合に、本町から参加をすることができるということで、支援員の研修の機会が拡大をされるということのメリットがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 必ずそうした研修を受けなければならないのか。その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 厚生労働省の省令によりまして、都市部中心に支援員の不足ということで、このたび支援員の人数が大体40人規模で2人、そのうち補助員でもよいというような基準があるんですけども、そういった基準に従うべき基準から参酌基準、町の判断にゆだねるといような基準に緩和をされたところでありまして。

ですけれども、本町につきましては、やはり児童の放課後の時間、安心して暮らせるようにということで、あえて緩和をせずに事業を責任もって実施したいということで、支援員の確保を図りたいというふうに考えております。2人のうち1人に関しましては補助員でも構わないということの省令、あるいは条例を持っておりますので、その補助員につきましては、支援員の資格は有しなくてもよいということになってございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第10号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第12、議案第10号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町放課後児童健全育成事業設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第11号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第13、議案第11号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 本施設につきましては、多額の事業費を投入いたしまして設置されたわけでございますけれども、設備を有効に活用するためにはホッケー競技にかかわらず、コート面積とか限定されますので競技が限定されるかもしれませんが、他の競技にも利活用していただいて有効に活用したらいいのではないかと思うんですが、条例からの問題点等がなければそのような考えはないのかどうかお伺いしておきたいと思えます。

また、できるとしたら、消防団の出初め式以外に使ったことがないような記憶があるので、ほかにも利活用できないかなという思いはあるんですけど、お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 多額の費用等を投資しておりますので、他の競技等にも、人工芝等を傷めない競技であるということは限定されるかというように思えますけれども、そういった他のスポーツにも活用していきたいというように考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回提案になっておりますホッケーグラウンドの使用料の問題ですが、ナイターができたということで夜間の使用料がそれぞれ1時間で町内、町外、町外の土日という場合の使用料の1時間当たりの金額が提案になっているんですけども、町内にあります他のナイターがついたグラウンドの使用料との比較で見るとどうなのか。中学校については、教育施設ということで低額になっておるようなんですけども、和知グラウンドは1回6,820円という設定になっておるんですけども、この金額の設定というのは何を根拠にして3,500円、5,000円、6,000円という金額が決められたのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、金額の設定でございますけれども、先ほどもありましたように、和知グラウンドにつきましては、1時間当たり2,200円ということで決まってるのかなというように思いますし、この施設につきましては、1カ月の電気料のほうを算出をしまして、現在の使用状況、それから近隣の同類の施設の金額等も勘案をさせていただきます、今年度の実績でいきますと年間に大体226団体の方が利用されておるような状況であります。そうした中で、今後、電気料との関係も見まして、単価のほうを設定さ

せていただいたということでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 夜間のホッケーグラウンドの利用というのは、地元の方もあろうかと思えますけども、合宿とかそういうことも多いかと思うんですけども、春夏冬の休みの合宿になれば限られてくると思うんですけども、大体どれぐらいの利用回数というのは想定されておるのか。今、1カ月の電気料等から算出したり、近隣の施設との比較もしたということでございますけども、226団体が使用しておるといのは、これまでは昼間の利用だったと思うんですけども、そうしますと、夜間というのはそのうちどれぐらいを想定されておるのか。また、地元の場合は、高校生とか社会人の方もあろうかと思うんですけども、その辺の3,500円というのは、先ほどありました和知グラウンドでしたら2,200円、場所が人工芝でございますので、そういう整備はされておるといことがあるわけでございますけども、しかし先ほどもありましたように、利用するのはある程度限定されてますので、ホッケーを町の競技としている本町としては、その辺の利用者に対する低額というようなことも、減免というのがあるのかどうかあわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、利用料金の関係でございますけれども、今回の条例にも書かせていただいておりますように、3,500円以内であるというような状況にさせていただいております。この条例につきましては、グリーンランドのほうでも判断をさせていただけるというような形で、3,500円以内というような形で計算させていただいております。今現在の利用実績から大体夜間の利用、いわゆる226団体のうち、その部分が近年の夏場の高温の状態から昼間の練習をやめて夜間に移行される分を半分ぐらいを見ますと、大体平日・休日を合わせまして13回から20回ぐらいのところを見込んでおるところでございます。

また、それ以外にナイターが設置をされましたことから、ほかの大きな大会でありましたり、社会人リーグの練習であったりといところは今後増加が見込めるのではないかなというように思ってますし、トータルで見えますと、町外、町内合わせまして、大体100日のナイターの利用があるのではないかということで、1回3時間程度の練習の時間になるのではないかというように予測をさせていただいております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今も回答していただきましたので、重なるかもわかりませんが、

この料金でペイするのかどうかということをお聞きをしておきたいと思います。

といいますのは、現在、この第三セクターの会社も赤字が続いていると思います。そういう状態の中であって、利用料金を少なくするのもよろしいですけども、採算が取れないと無理だと思いますし、本件も含めまして委託料の見直しをされる必要が赤字解消のためにあるのではないかと思うんですが、その点をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 料金の関係で工事費から見ますと、約ですけども、工事費が6,200万円程度かかっているということで、単純に先ほど申しました100日の町内、町外の利用でいきますと、工事費だけを見ると、48年間ぐらいはかかるのかなというようには思っているところでございます。ナイターの利用からだけで見ますと。

そうした中で、ナイターを設置することによりまして、ほかの合宿誘致の関係での経済効果というものも見込めるのではないかというように思ってますし、今現在の使用料から見まして、大体今年度の3月上旬の段階でございまして、228万6,000円ほどの利用料というようなことになっておりますので、このナイター利用料を年間換算しますと、冬期でナイターが使えない部分を見ると、今の電気代とかほかの施設の電気料も含めましてですけども、この利用料金で賄えるのではないかなというように考えておるところでございまして。

済みません。今、工事費に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

グリーンランドの夜間照明施設の設置工事につきましては、9,634万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 答弁が漏れておりました契約の見直しでございますけれども、現状としては、この料金で見直す必要はないかなというように考えておるところでございまして、ナイターがつくことによってより利用される方が増加するのではないかなというように考えているところでございます。

もう1点には、先ほども申しましたように、近隣の施設との料金を考えますと、余り高額になると逆に使用頻度が減ってしまうのではないかなというようにも考えておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私が質問したのは、使用料もそうですけど、現状赤字ですね。ですので、使用料を上げよとか下げよという問題ではなしに、委託料を見直す必要があるのではないかなど。また、これ以上、委託料を出す必要がないというのなら、第三セクターのあり方について検討する必要があるのではないかなどと思うんです。その点をお伺いしたいということと。

それから、第三セクターの赤字は、委託料を上げると一般会計が厳しくなります。しかし、第三セクターが赤字を累積しますと、結果的には町及び町民が負担しなければならないことになっていきますから、傷が大きくなるまでに第三セクターのあり方を見直して、一般会計からの委託料を上げてでも赤字が起きないように、また現在ある赤字を回収できるようにしておかないと、本当に町民は安心して財政を町に任せておくということができなくなると思うんですが、その辺の考え方を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 第三セクターのあり方については、また別途、検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ほかのもしてもらったらよろしいですけど、今問題になってます第三セクターですね。グリーンランドみずほのことですけども、平成31年度の業績についてはわかりませんが、平成30年度は多分赤字になってたと思います。特に、今回の新型コロナウイルスで人の動きが非常に減ってますし、そういうことを考えますと、グリーンランドみずほだけでも基本的に採算はとれるようにしておかないといけない。それに倣ってほかのこともする必要があると思うんですが、今回はグリーンランドみずほの料金も含めて、高くせえというのではなしに、これ以上他の施設と競合して高くしたら利用者が減るとということが限界なら、やはり委託料を上げないと仕方がないわけですけど、それを上げる見直す必要があると思うんですが、その辺と、それから一般会計からそのことに投入することがどうなるのかと。町民のためにどうなんかというようなことまで考えた中での答弁をお願いしたいと言ってるんです。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 第三セクターの関係でございますけども、グリーンランドみずほのナイターにつきましては、本年度設置をされまして、正式には次年度からの活用になろうかというように思っております。特に、グリーンランドみずほの関係につきましては、平成30年度の決算の状況では、議員がおっしゃいますように、赤字の部分はあるわけ

ではございますけれども、今後、経営状況を判断しながら検討をしていかななくてはならない部分はあるのかなというように思ってますけれども、それぞれの三セクにおかれましても、いろいろ経営改善に向けてお取り組みをいただいておりますところでございます。今現在、確かに新型コロナウイルスの影響で団体客等のキャンセルは続いておりますけれども、逆に個人のお客さんのほうの伸びは若干伸びてきておるといような状況もあります。また、そういった経営全体のところを判断をさせていただいて、今後検討していきたいというように考えております。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 照明がついて、一番安い1時間1,600円の使用料が3,500円になるということは、ナイター照明で1,900円の使用料ということになると思うんですが、蒲生野中学校とか、三ノ宮農村公園グラウンドとか、ほかの施設と比べて高いような気がするんですけど、その辺の整合性というか調整はされてるのかということをお聞きいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 蒲生野中学校なり上豊田グラウンドですと1,500円の消費税、1,600円かなというふうに思っておるんですけども。

それと、一応、協議をする中で比較はさせていただいてはおるんですけども、今度のホッケーグラウンドにつきましては、散水の施設でありましたり、ほかの電気設備等もありますし、そこに専用のキュービクルがございまして、そういった保守管理等の費用も年間を通じて発生するというので、他の社会体育施設、ほかのグラウンド、上豊田グラウンドでありますとか蒲生野中学校とはちょっと異なった形態であるというふうな判断をしたところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 電気代だけではないような答弁でございましたが、町内唯一の電球はLEDを使用しております、大体、通常でしたら4分の1とか5分の1になるということになりますので、既設のナイター施設は電気料金から算出しておりますので、キュービクルも含めましても既設の設備より高いというのはちょっと納得がいかないんですが、その辺のこと。LEDの電気代に連動しているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 散水ポンプといわれる人工芝に通常ホッケーですと水をまくというふうなポンプがございまして、そういったポンプの料金もございまして、あと、申しました保

安の管理の年間費用とそこのグラウンドのみの専用のキュービクルということで設置をさせていただきますので、それも合わせて勘案をしていただいているというところでもあります。そこから算出していただいた金額が今回の料金になっておるというところでございます。

今のナイター施設の電気料金と実際に払っておるところとペイができておるかというところに関しては、正直ちょっと詳細を承知しておりませんので、ご容赦賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 散水ポンプの料金も入っているということですけど、これはもともとこの1,600円の中に入っているのではないかなというふうに私は理解してますし、そして、実際これから電気代の請求が来るわけでございますが、その料金によりまして、やはりもう一度算定根拠を明らかにして、そういう料金設定をしていただくことをお願いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） にぎわい創生課長、教育次長、答弁ありますか。

堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 昼間の料金が1,600円、夜間の料金が3,500円以内ということで、確かに1,900円の差があるということでもありますけれども、3,500円の根拠といたしましては、電気の基本料金であったり、散水ポンプであったり、他の料金を積み上げていただいている料金設定ということでもありますので、現時点においてはこの料金を根拠といたしまして、最終的にはグリーンランドみずほで決定をいただくものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町グリーンランドみずほの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第12号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第12号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっておりますのは、上豊田保育所の下山分園の廃止ということでございますけども、現在建物も建っておるわけでございますけども、その扱いについてはどのように今後されるのか。管理をしていかなければならないわけでございますので、最終的には解体撤去ということもあろうかと思うんですけども、それも含めて、見直しも含めて、廃止にした下山分園についてはどのような管理をされていくのか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 補足説明でも申し上げましたとおり、解体時期は現在のところは未定でございますが、今後、企画財政課の財産管理係のほうで管理をしていくというふうに決めているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 普通財産として企画財政課で管理するというところでございますけども、町内にはたくさんのそういう普通財産として管理しているものがあるわけでございますけども、結局、今の状態でそのまま置いておくということで、廃止になった保育所の建物そのものを何年もそういう形で置いておくほかはないということなのか。当然、維持管理をし

なければ雨漏りもするわけでございますけども、そのような維持管理は普通財産としてするという事なのか。あわせて、今後の廃園となった保育所の建物の管理についての考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 解体までの管理の内容というご質問でございます。当然それまでには周辺の草刈りとか、また侵入者の防止という観点から、セコム等のセキュリティーの対策をいたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第13号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第13号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっておりますのは、子育て支援センターの関係で、新旧対照表にありますように、短時保育事業を利用する児童にかかわる給食費、第3子以降の児童を無料にするということになっているわけですが、対象となるのは何人になるのか1つ伺っておきたいということと。

それから、第3子以降の児童の無料化とかかわって、京丹波町内で第3子以降の児童というのは保育所になろうかと思うんですけども、何人が対象になっているのか、あわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今回の条例に関しましての第3子無償化の対象者でございますけれども、現在のところ入所申し込みを受け付けて、既に決定通知は出しているものの、所得層というのがはっきりはまだできておりませんので、あくまで見込みでございます。子育て支援センターに関する方につきましては、現在1名を見込んでおります。また、町内の子どもたちは、保育所等30人を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第14号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第14号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、説明資料ということで資料をつけていただいております、今回改正になります第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ金額が下がるということになるわけですが、この対象となる人数について、第1段階では937人、第2段階では722人、第3段階では584人というように聞いたわけですが、全体の介護保険の加入者からすると、第1段階の937人というのは何割になるのか。第2段階の722人は何割になるのか。第3段階の584人は何割になるのか。わかっておればお尋ねしておきたいと思います。対象者の全体の人数がわかれば逆算はできるわけですが、あわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいま第1段階から第3段階のそれぞれの人数については言っていたんですけども、全体の人数といたしまして5,855人を見込んでおるところでございます。そこから行きましたら、第1段階で約16%、第2段階で約12%、第3段階で約10%になるかなというふうに推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第15号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第15号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっております中で、町営住宅別表第3条関係なんですけども、特別賃貸住宅で、これまで下大久保団地、本庄木下団地、本庄馬森団地ということで、それぞれ1戸、3戸、1戸ということになっておったわけでございますけども、今回の改正で下大久保団地は1戸、本庄木下団地は1戸ということで、これまでの本庄木下団地の2戸と本庄馬森団地の1戸が町営住宅の条例からなくなるわけでございますけども、現在、今回の条例で木下団地の2戸と本庄馬森団地の1戸は入居はされているのかどうかということ。されておるといことになりまして、その方はどういう扱いになるのか。この町営住宅の条例から外れると、町の普通財産という扱いになるのではないかと思うんですけども、どういようなことになるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、本庄木下団地の2戸につきましては、今3戸ありますうち1戸は入居されておまして、残りの2戸につきましては、平成30年1月31日が最後で退居されまして、その後、老朽化もしておりましたので、新たな入居者を募集せずに政策空き家ということで管理のほうをしておりました。

また、本庄馬森団地のほうにつきましては、令和元年6月30日に一度退居されたんですが、その方とは別に、一度修繕等も検討していたわけですが、京丹波森林組合に勤務を予定されている方から現状のままでもいいので使用したいという申し出もありまして、新たに入居募集を行いまして、現在1名の方に入居をしていただいております。用途廃止をいたしまして、普通財産として管理しまして、和知支所管理といたしまして、その後の活用といたしまして、本庄馬森団地につきましては、京丹波森林組合のほうから林業従事者確保のために

活用したいというような要望もいただいておりますので、その方は今現在京丹波森林組合にお勤めということで、そのまま入居をしていただいた中で、用途廃止後、譲渡も含めて活用のほうを検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そうしますと、今ありましたように、本庄馬森団地は森林組合が管理をしていくということになるのか。払い下げとかそういうことをしなければそうはなりません、町の施設でございますので、普通財産として森林組合に貸すという方向でいくのか。貸すと言えば、当然、使用料ももらわなければならないわけでございますけども、これはまた家賃とは違う建物の貸付料ということの判断でなるのかどうかということと。

それから、本庄木下団地の2戸は、平成30年1月に退居されたということで、これは解体撤去ということにされるということなのか。周辺にも建物もありますので、きちっと管理をしなければならないという面もあると思うんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、本庄馬森団地のほうですけども、今現在1名の方に町営住宅として入居いただいておりますが、その後、用途廃止をいたしまして、普通財産として和知支所管理ということで、京丹波森林組合とのお話ができる間は、使用料という形で料金をいただいた中で、今後、和知支所管理から譲渡するのとかそのまま貸していくのかというようなことで、今後、活用のほうは検討をしてみたいと考えております。

本庄木下団地につきましては、今のところ2戸を用途廃止して普通財産といたしまして、入居の方はまだ決まっていなわけなんですけど、林大生の住宅確保ということで、民間のマンション等もございますので、そちらを優先的に入っていただいておりますが、そういう募集の際に、近くに徒歩や自転車で通学できる距離に住宅確保が必要というようなこともございますので、そのような格好で活用のほうを今後検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今ありましたように、本庄木下団地については林大生の住宅として活用という考えを聞いたわけでございますけども、改修とか改善とかも必要なのかどうかということと。

それから、あくまでもそれは普通財産として支所が管理をして扱っていくということに今するということになると思うんですけども、この条例から除外するという事は。そういうことで、普通財産とするならば、林大生に貸して使用料をいただくということになっていくということなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 本庄木下団地の2戸につきましては、今入居される方が決まってるわけではないんですが、今の状態で言いますと、一部修繕等も必要となりますので、入居とか今後のご相談とか受けた中で改修のほうは検討していく方向なんですけど、大規模改修とかは今のところは考えておりませんので、できるだけ最小限の格好で改修できたらなというふうには考えておりますし、使用料のほうにつきましては、入居されましたら支所のほうから使用料をいただくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第16号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第16号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回の改正で新旧対照表を見ますと、連帯保証人というものが今度から削除されて必要ないということになるんですけども、今後は、そこにもありますように、賃貸借契約証書の提出ということでもいいということなのか。ほかの条件といいますかそういうものはあるのかどうか。もちろん入居のための所得とかそういうものはこれまでどおりあると思うんですけども、連帯保証人だけが削除されるということでもいいのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今回提案させていただいているものにつきましては、連帯保証人をなくすということで提案のほうをさせていただいております。なくしますと、もしも何かあったときに連絡が取れないとかそういった問題もありますので、入居の際に、記載はしてありませんが、緊急連絡先ということで記入していただいで提出いただくようには考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号 京丹波町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第17号 京丹波町質美財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第19、議案第17号 京丹波町質美財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回の提案は、第2種地ということで、各区へ貸与されておる使用料を1ヘクタール当たり2,500円を2,000円にするということになっておるんですけども、それぞれの集落、区の運営も非常に厳しいという中で、そういう見直しがされたんだと思うんですけども、財産区については500円収入が減るわけでございますけども、総額でどれぐらいの額が年間財産区としての収入減になるのか1点伺っておきたいというように思います。

それから、今後の将来的なことはわかりませんが、何年かごとに見直しということはしておるのかどうか。たまたまそれぞれの地域からの要望に基づいて見直しという考え方なのか。その点も伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 財産区の貸付料の減額でございますが、改正後の差額につきましては、年額28万2,840円となるところでございます。質美財産区の貸付料におきましては、平成16年の改正後、現行の額とされておったところでございますが、梅田財産区が平成30年4月に改正を行っております。また、三ノ宮財産区が令和元年4月、同じく貸付料の減額をされたところでございます。質美財産区におきましても、質美地区区長会におきまして、減額について提案がございまして、管理会のほうで協議をなされたということでございます。

今後につきましては、その都度見直しがされるというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号 京丹波町質美財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第18号 京丹波町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第20、議案第18号 京丹波町交通指導員設置条例を廃止する
条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回、提案理由につきましては、地方自治法の一部改正によってこの条例を廃止するという事になっておるわけでございますけれども、委員会でもお尋ねしておったわけでございますけれども、引き続いて交通指導員については設置をしていくということで、新たに要綱とか規則とかをつくるということは説明を受けたわけでございますけれども、要綱、規則を制定するにあわせて指導員のニーズの問題ですね。なかなか地域や集落でも苦勞されている方もあるし、直接そういうように呼びかけられてお世話になっているというように思うんですけども、そういうことは今の人数でそのまま行くということだと思んですけども、見直しとか改めてどうするかというようなことの検討というのはあわせてされないのかどうか、1点伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 基本的に指導員の定数につきましては、現行を維持するというこ

とで、要綱におきましては、32人以内とするということで定めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ちょっとあわせて伺っておきたいんですが、32人以内ということでございますけども、指導員への手当といいますか費用弁償等も支払っておると思うんですけども、これも非常にお世話になって大変な仕事でございますので、定額を幾らというのを決めて、そして出ていただいた日数において費用弁償するというような考え方というのは今どうなっておるのか。また、そういうことになっていなければ、そういうような方法というのは考えられないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほども申し上げましたとおり、現行の条例の内容に従って今後もお世話になっていくというようなことで考えておるところでございますが、したがって、金額等につきましては、現行の金額でお世話になるということを基本として考えてまいりたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号 京丹波町交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時5分とします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時05分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第21、議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算～日程第36、議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 日程第21、議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算から、日程第36、議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題といたします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

東委員長。

○予算特別委員会委員長（東まさ子君） それでは、去る3月6日及び9日に開催をいたしました予算特別委員会の審査結果について報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略をさせていただきます。審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。

議案第28号 令和2年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。

議案第29号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。

議案第30号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。

議案第31号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。

議案第32号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。

議案第33号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長あてに送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） それでは、ただいま提案になっております議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

令和2年度京丹波町一般会計予算は、総額122億4,000万円で、太田町政3回目の予算として、予算規模は合併して15年目、合併後最大規模の予算として提案をされました。

太田町政が公約実現に向けてどう具体化され、まちづくりの方向を示す予算として、町民目線に立った予算編成が行えているのかが問われる予算であります。

予算の中には、住民要望や継続要望が強かった住宅改修補助金制度の継続、高齢者事故防止対策の急発進制御装置取付補助金の創設、各種の健診事業なども予算化されていますが、太田町政の健康の里づくりを進める方向や施政は住民の願いとは大きくかけ離れています。

以下、指摘するものであります。

その前に、今、国政はもちろん全国の自治体では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。それぞれの自治体が住民の安心・安全を確保するため、対策等が取り組まれています。世界保健機関であるWHOが新型コロナウイルスについてパンデミックとみなし得ると表明をしました。いわゆる世界的流行ということでもあります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、国民生活はもちろん国内経済にも大きな影響が出ており、国が緊急に国民生活の緊急防衛、家計、中小企業への強力な支援を行うことが必要です。

日本共産党も緊急経済提言を行い、危機打開に向けた取り組みが必要であることを明らかにしています。

もちろん京丹波町としても、町内業者の皆さんの経営状況や福祉施設の状況、町民の不安にも応える取り組みが必要なことは言うに及びません。

国や京都府からの指示待ちではなく、京丹波町として何が必要なのか。何が求められているのか。必要な対策は何か。それを把握するためにも緊急に町内の実態調査を隅々まで行い、状況を把握することが必要です。緊急に行うべきであります。このことを提案いたします。受け身の姿勢ではなく、積極的に取り組む姿勢が今強く求められていると考えます。

太田町政が掲げる健康の里づくりについて、次の点を指摘するものです。

まず、町政の公正化です。情報公開と説明責任を果たし、公正・公平な町行政の推進は行政の基本です。公約でも第一に挙げておられる課題であります。

新庁舎建設では、約2億円の木材調達を町内に本社を置かない製材会社含めて、3社の製材業者で構成した共同企業体と随意契約を締結。さらに、認定こども園も同じ手法で進めています。

随意契約の理由は、町内産木材活用モデルの形成による森づくり意欲の拡大、森林林業分野の担い手育成と技術継承など波及効果が大きいとしています。町内の林家の森づくりの意欲に本当につながるのか。林家の意欲も展望も見えてきません。森林は皆伐優先ではなく、地域の森林資源の実態に応じた自伐型などの多様な施策を進めることが必要です。50年程度の短伐期での皆伐ではなく、持続的な森林経営を考えた取り組みが必要です。

また、新庁舎建設工事請負契約は、開会日に可決されましたが、新庁舎建設事業費は32億円、周辺整備を含めると40億円を超える見通しですが、事業費がさらに膨らまない見通しありません。事業費がさらに膨らむ可能性が大きいと言えます。

太田町長が選挙で公約した新庁舎建設は、規模、構造、工法、手法を見直して、事業費の削減は実行されていません。公約とは大きくかけ離れています。町民が求めた身の丈に合った新庁舎にも全く届いていません。もっと大幅な事業費の削減を行うべきです。町の財政規模、将来の人口規模、財政負担も十分に考慮した規模と事業費とすべきです。コンパクトな庁舎にすべきです。

さらに、ケーブルテレビ事業の民営化に向けて、債務負担行為として令和2年度から令和14年度までの10年間に9億860万円を限度として支出するものですが、ケーブルテレビ事業の民営化は審議会の答申を受けましたが、議会でも利用者である町民の説明も合意もないままに町行政の考え方で一方的に推進しようとするものです。そこには町財政の負担を

いかに減らしていくのかで利用者である町民は置き去りです。町長は、業者が決まり、使用料が決まってから町民への説明を行うと言われますが、それでは決めたことの経過の説明でしかありません。必要なのは民営化を決めるまでに町民に説明をし、いろいろな意見を踏まえて方向を出すのが当然ですし、説明責任を果たすのは決定前に説明をすることです。また、アンケートの実施なども含め、町民の声を直接聞くのが行政のあるべき姿です。これでは町民の声を聞く姿勢が全くありません。

新庁舎建設事業の推進でも、ケーブルテレビ事業の民営化推進でも、太田町政の姿勢は決めたことを説明、報告することが説明責任になっています。ですから、情報公開も資料の公開も住民が求める情報の公開にも消極的な姿勢です。町行政の公正化とは相反していることを厳しく指摘するものであります。

次に、環境整備では、災害はいつ来るかわからない。これを錦の御旗にして、司令塔が必要として新庁舎建設を推進してきました。

では、災害時に住民が真っ先に避難する公民館など避難場所として指定していますが、耐震などを考えると避難場所として安全なのか。各公民館などの避難場所が耐震調査など避難場所として安全なのか。町行政としての十分把握ができているのか。把握できていないことも明らかになっています。地元任せになっているのではないですか。住民の安心・安全をどう確保するのかを最優先にすべきです。これでは災害が起こった場合に新庁舎は残っても公民館などの避難場所が被害を受けることになります。これでいいのかが問われているのです。住民の安心・安全を最優先にすべきです。ここにこそ税金を使うべきです。これでは住民目線になっていません。

環境整備にかかわって重要な問題は、水道事業の広域化、共同化の取り組みです。水道法が改定され、水道事業の民間参入を促進し、広域化、民営化が可能となりました。水道事業の広域連携や共同化は民営化に道を開く重大な問題です。各地域にある水源を長年維持管理してきましたが、各地域にある水源をなくしていくことにつながります。水は人が暮らしていく上で絶対不可欠なものです。水事業の減少、水道施設の老朽化、人材不足など課題解決のためと言いますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。水道施設の老朽化や人材不足は、国や都道府県が支援をすべきです。広域化や民営化では、地方自治体の役割を果たすことはできません。今、世界では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになり再度公営化に戻されている事例も起きており、民営化は住民、自治体にとって百害あって一利なしのものであります。この点を指摘し、慎重な対応を求めるものであります。

施政方針の環境整備の中で、原発の万が一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、

引き続き避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求め、地域協議会での連携を図り、原子力施設への現状や安全対策の把握、訓練による住民避難計画の確認・検証を行い、課題の解消に努めていくとしています。原発は、使用済み核燃料の処理方法がない、トイレのないマンションと同じです。原発は、人間の判断で運転・ストップができます。原発再稼働や運転にきっぱり反対の態度を表明すべきです。また、災害への対応も常に協調されているのですから、原発事故を起こさせない最も確実な方法は、原発を停止しゼロにすることでありませぬ。町長として、原発ゼロ基本法に賛成を表明し行動すべきです。原発問題は国政の問題との考えでは、町民の安心・安全は守れません。町長には、町民と合わせて滞在者を含む住民が安心して生活できるように、安全を確保する責任があるのです。これは、憲法や法律をしっかりと擁護するという義務を公務員は負うということになっていることから明らかであります。

次に、暮らしの安心・安全では、過疎高齢化が進む京丹波町で暮らしていくためには、周辺部でも安心して暮らせるようにすることです。そのためには、医療の確保が何よりも必要です。そして足の確保です。唯一の公的医療機関として京丹波町病院を充実させていくべきです。設置される経営委員会では、経営一辺倒での検討をするのではなく、京丹波町の医療、福祉、介護など地域医療の核を担っていること。高齢化が進む中で住み続けるためには、なくてはならない公的医療機関としてまちづくりの中心に位置づけて、財政が厳しいからと言って和知病院を診療所に転換したような考え方ではなく、地域医療は絶対に堅持する強い決意で取り組むことを強く求めるものです。また、高齢者の足確保も全国の事例にもよく学び、地域の実態にあったもので、住民の合意と納得を進めることを求めるものであります。

子育て支援では、京都府でも全国でも子育て支援の取り組みが進んでいます。移住や転入の促進はもちろんです、今住んでいる子育て世代の支援で何が必要かを図書館の設置も含めて検討すべきです。子育て支援は、先進地から見てもまだまだ不十分です。この点を指摘しておきます。

さらに、産業振興では、農業の担い手の高齢化は地域の担い手も高齢化が進んでいることになっています。地域の担い手としても位置づけて、小規模でも安心・安全な農産物を生産する農家も京丹波町の担い手として支援を強化すべきです。今の考え方では規模の大きな農家が支援の中心になっています。もちろん集落営農の推進も大事ですが、高齢化でなかなかリーダーができないのが現実です。そこにも目を向けるべきです。小規模の担い手農家、家族農業にもきめ細やかな支援が必要であることを指摘するものです。

また、道の駅などの農産物販売は、消費者が求める安心・安全なものとして認証制度実施

が求められていますが、実施予定が大きく遅れています。もっと精力的に町長が先頭に立って取り組むべきであります。

道路整備では、産業活動や住民生活を支え、地域の連携や交流圏の拡大など欠かすことのできない社会基盤と位置づけていますが、旧町間を結ぶ重要な幹線道路である国道27号線中山白土間の改修、国道9号線橋爪地内の歩道等の整備の推進は近々の課題ですが、進んでいません。もっと町長が先頭に立って国交省などに強く働きかけを行い、目に見える推進を図るべきです。町長の姿勢が厳しく問われています。

また、バイオマス産業都市構想事業では、地域熱供給施設事業に取り組んでいますが、この事業には2億5,000万円の事業費を投入しました。モデル事業として推進していくために、さらなる投資や維持管理経費が必要になっています。このまま推進して、町内で普及推進ができるのか。当初から指摘をしてきましたが、見通しの甘さや不十分さが露呈をします。推進か、中止か、見直しか、住民目線で判断をすべきです。

最後に指摘したいのは、自衛隊法に基づき、町民である18歳と22歳の名簿、氏名や住所を提供している問題です。安保法制が施行され、自衛官が日本防衛とは関係のない海外に派遣されることが可能になり、任務の性質が変わってきていること。自治体が名簿の提供に応じるかどうかは任意であること。提供を義務づける法的根拠は存在していないこと。本人の承諾なしに名簿の提供を行うことは、個人情報保護の観点から見ても大問題です。自衛隊法が憲法や個人情報保護よりも優先するのであれば、まさしく戦前と同じ考え方ではありませんか。町長の個人的見解ではなく、思想・信条の違う人が多様な住民が住む京丹波町の代表者として、町長は公正公平に判断すべきです。名簿の提出は中止すべきです。強く中止を求めます。

町長は、令和2年度の施政方針で町民への説明責任をしっかりと果たすこと。常に住民目線で物事を考えること。ワンチームで全力を注いでいくことを表明されていますが、当初予算や予算編成でこの立場が貫かれていません。そこには、財政負担を減らしていくための施策が中心に据わっています。しかも身の丈に合わない庁舎建設や町外からの呼び込み型施策では安心して住み続けられる町にはつながりません。

2月10日号の町村週報で福岡県小竹町の松尾町長の記事がありました。それは、町政を預かる者として、常に心がけていることとして、論語の一説を紹介されています。それは、政（まつりごと）の要所は何かとの問いに、孔子は、近き者説（よろこ）び、遠き者来ると弟子に諭したと言われています。2500年前の論語ですが、そこに住む人が喜びを感じる町であれば、人が移り住んでくるという教えであるとして、これを心に刻みまちづくりに取

り組んでいると松尾町長は述べられています。京丹波町でも同じではないでしょうか。今、住む人が喜びを感じる町であれば、人が移り住んでくる。この姿勢と立場でまちづくりを進めていくべきことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 議席番号4番、隅山卓夫でございます。

ただいま議題となっております議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和2年度は、太田町政の折り返し3年目を迎えられ、町長の掲げられた基本方針の結実に向けた大事な節目の年でありますことと。

さらに、京丹波町総合計画策定後、本年3月末には3年が経過をいたします。基本構想及び基本計画に基づき実施する具体的な事業について、3カ年の実施計画の策定など重要な年であると考えております。

このような中、令和2年度の町政運営においては、太田町長の行政推進の基本理念、助け合いと活力のある健康の里づくりの実現に向け、これまで公約とされてきた最重要5本柱の取り組みを力強く推し進め、新時代のその先の明るい未来へ向けた施策を軌道に乗せるため、全身全霊で取り組む覚悟であるとの決意を施政方針で述べられました。

このような姿勢のもと、令和2年度一般会計当初予算においては、役場新庁舎の建設、認定こども園の整備など将来の本町まちづくりの根幹をなす事業を具体的かつ積極的に推進するとともに、あわせて、人口減少の克服と地域創生の着実な推進を図るため、新時代に向かって躍進する京丹波町予算、健康の里づくり、助け合いと活力のある地域づくりと題して、積極的に計上された結果、対前年度比7.2%増の昨年度を超える過去最大の予算規模となる積極型予算を編成されました。このことは高く評価するものであります。

また、財源確保のため、国及び府の交付金等を積極的に活用して予算化していただいたことに感謝いたしますとともに、これらの施策に取り組まれることで、さらなる町の発展と地域創生の推進に大いに期待するところであります。町道蒲生野中央線などの新設改良整備の道づくり、役場新庁舎の建設、認定こども園の建設は、拠点づくり、人口減少対策と移住・定住対策の推進で未来づくり、大規模自然災害発生時緊急避難訓練などの学習をする機会づくり、観光振興での町民の誇りづくり、元気づくりなどそれぞれの取り組みが相関することにより、相乗効果が発揮されるものであり、どれ一つとして欠けることなく一体的に進めることが最重要であるとの考えは、私もまさにそのとおりだと思っております。

いよいよ令和2年度は、この最重要2本柱に位置づける大型整備事業である町道蒲生野中央線などの新設改良整備の道づくり、役場新庁舎の建設・認定こども園の建設で拠点づくりが大きく動き出してまいります。

このような中、住民の皆様方の中には、道路や新庁舎というインフラ整備に対する多額の財源投入をご心配される向きもございますが、国からの交付金や交付税算入のある有利な合併特例債の活用などしっかりと財源確保を図る中、重点的かつ積極的に予算配分をされているところがございます。確かに、本町の財政状況は楽観視できるものではないことを私も承知をしておりますものの、今は活力ある未来に向けた次世代のまちづくりのために必要な投資をすべきときであると確信をしておるところであります。

したがいまして、町当局におかれましては、新庁舎や道路網などのインフラ整備を推進し、あわせて、自主財源の確保と行政改革の着実な推進を図ることにより、持続可能かつ希望の持てる行財政運営に努めていただきますよう、強く要望をするものであります。

最後に、町長は、就任以来、町行政の公正化と称され、風通しのよい町政運営に心がけたいと強調をされてまいりました。現場主義で住民の皆様とも広く意見を交わし、町議会とも意見交換し、政策立案、政策決定を図る謙虚なる姿勢を期待してきたところがございますが、今日どうでございますでしょうか。政策決定権者は町長、聞き捨て御免と揶揄されかねないような際どさも感じておるところでございます。町長におかれましては、昨年制定されました京丹波町議会基本条例の存在を熟知のことと思いますが、議会基本条例は、町民が町長及び町議会の議員を直接選挙するという二代表制のもと、町議会が町長、その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、町民全体の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを決意をして制定したものであります。この条例の理念から、町行政理事者に対し、政策決定過程における情報の開示と議会の意思の反映を求めているものであります。ぜひとも町長におかれましては、審議会等の答申に基づく政策、施策決定とはいえ、町議会の監視と評価、意思の反映の権能に耐えうる政策決定過程における審議の状況、到達段階を議会・町民に謙虚に情報開示し、政策決定に至るプロセスを共有化をし、町民・議会との協同を体現し得る基本姿勢を強く求めたいと考えております。

以上、一般会計当初予算に賛成する理由と予算執行にあたっての特段の配慮について申し上げ、真摯で誠実なる対応を求めつつ、私の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算につきまして、

次の点を指摘して反対討論をいたしたいと思います。

先ほどからCATVの民営化事業の債務負担行為につきましては、山田議員からも指摘がありましたので、かなり重なっていると思いますし、加えて議案第7号で私が反対討論したのとも重なっていると思います。その点をお許しいただいてお聞きいただきたいと思います。

まず1点目は、民営化について、町民はもちろん議会にも具体的な説明が乏しく、9億800万円の債務負担行為をした内容について、真摯な答弁がないことであります。特に、指摘したいのは、京丹波町テレビ事業の今後のあり方についてという附帯に対する答申が出た。その中で民営化にするという答申であるということなのですが、この附帯の内容は、今後のケーブルテレビのあり方です。このあり方については、このまま続けるか、それとも廃止するか、または他の方法を考えるか、この3つだと思います。答申の内容そのものは続けるということの中で、運営を民営にやるか、それとも今までどおり公益でやるかということだけに答申がしてあります。これに基づいて町民の総意がこういうことになっているから債務負担行為をするということなのですが、到底納得できるものではないと思います。特に、この民営化については、新聞紙上でも報道されてましたので、町民の方は非常に興味を持っておられます。その関心の中身の一番大事なことは、民営化することによって本当に町と町民のグロスで負担が減るのか。それとも町の一般会計の負担は減るけども、個人の負担が増加するのではないか。そういう懸念をされてることは事実でございます。これについても具体的な説明がないこと。

2つ目は、今年度予算は、町民が期待するいろんな事業が網羅されていまして、非常にいいことだと思います。しかし、この事業を推進するためには財源が必要です。その財源を確保する施策等に非常に物足りないというか期待ができないというように思うことであります。まず、財源確保でございますが、収入未済額の回収ということになってますが、平成30年度の決算では約2億円弱です。平成30年度でも3億円ほどと聞いてます。この収入未済というのは、この3億円は回収になって、あと延滞をしなければ、3億円これで終わりです。3億円の財源が確保されたからと言って、財政状況が改善されたとは言えません。また、ふるさと納税を期待しているようでございますけども、これもふるさと納税には限度があるかと思います。こんな中で、もしもこの前の和知で起きたぐらいの天災が起きたら、到底、財政が対応できる状態ではないというようなこと。

それから、次に、話が出てましたけども、新庁舎建設事業です。関連の工事を入れますと40億円を超えていると思います。こども園は大体13億円。2つで53億円です。これらは合併特例債で行うので非常に有利だという話ですけども、やはり借金は借金です。自己資金と

いう財政調整基金が非常に乏しい中で、こういう事業をやるのは非常に問題があるかと思
います。そういうことから私が指摘したいのは、非常によいことを書いてありますけども、
まさに絵に描いた餅になりかねない予算編成ではないかということです。

それから、3つ目は、京丹波 味夢の里に建設するホテルの構造が変更されたということ
です。ホテルは木造構造で新庁舎とあわせ、林業のまち京丹波町を広く全国に情報発信する
とのことでありました。ところが、ホテルは、鉄筋コンクリート造に変更されて、既に全館
コンクリート打ちは終わってるようでございます。京丹波 味夢の里は、情報を全国に発信
するには最も適した場所だと思います。全国からあの場所に通過する車は膨大な量です。と
ころが、新庁舎は、情報発信の範囲は京都府下に限られる要素があります。そういうことか
ら、本当に林業のまち京丹波町を全国に発信したいのなら、これは鉄筋コンクリートを認め
るのではなしに、当初どおり木造でもらうとか、またその他いろんなことを条件づけて、
本当に町長がおっしゃるように、林業のまち京丹波町を全国に知らしめるというのには手ぬ
るいというか、片一方では言いながら、片一方ではいま一つ本当の信念が通った施策はされ
てないというように思います。

以上のようなことを指摘しまして、私は本予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 私は、ただいま議題となっております議案第19号 令和2年度
京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

令和2年度一般会計予算規模は、合併後最大となる122億4,000万円となりました。
このように予算規模が大きくなった理由としましては、50年か60年に一度の大事業であ
ります新庁舎整備事業の本格化によります14億2,078万1,000円、認定こども園
整備事業の着工によります4億3,315万円の大型公共工事が同時施工されることによる
ものであります。新庁舎と認定こども園整備事業の合計予算額は18億5,393万1,0
00円であります。これを予算総額から差し引きますと103億8,606万1,000
円となり、前年度に比べまして10億2,693万1,000円減となり、平成23年度予
算並みの規模となる予算編成であると言えます。新庁舎建設事業であります。基本計画の
見直し、木材調達契約の否決、本体工事の入札不調により、当初完成予定より約5カ月の遅
れが出ておりますが、令和3年8月末完成に向けて工事が本格化する年度であります。施工
業者であります大成建設は日本で5社しかない、年間売上が単独で1兆円を超えるゼネコン

であり、日本だけではなく海外の施工実績も豊富で、最近では、東京オリンピック用に建て替えられました国立競技場は大成建設の施工であります。平成30年度の売り上げが1兆2,733億円でありまして、単純に1日当たり365日で割りますと35億円の売り上げをしている大きな会社でありまして、我が国では売り上げ第2位のスーパーゼネコンであります。このようなスーパーゼネコンである大成建設の請負で施工されることになり、現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、建設資材の内装設備で調達不調が出ているというふう聞いておりますが、建設工事はまだ時間がありますから、よほどの要因がない限り令和3年8月末に完成するものと思っております。そして、最高レベルの施工管理により、全国の木造建築のモデルとなるすばらしい庁舎が完成するのではないかと今から期待をしているところであります。

しかし、気になる点がありますので申し上げますと、新庁舎に使用する木材は町有林を伐採し調達しましたが、大部分が樹齢60年のスギ材で、国内で初めての工法による組立柱などが主体構造材として本当に強度と耐久性があるのか心配をしております。特に、スギはやわらかく、傷もつきやすく、劣化が早く、一般木造和風住宅では、柱や梁にはほとんど使用されておられません。ヒノキやケヤキに比べ、材質的に劣ることは素人の私でもわかりますし、関係者の話によりますと、あんな悪い木材を庁舎に使用するのかというような話も聞き及ぶと余計に心配になってきております。当初から町内産木材に限定し、そしてまた町有林の木材を活用するというので、樹種とか樹齢等が限定されたわけでありまして、仕方ないとは思いますが、町内にはもっとよい材もあるわけでありまして、もっと多くの町内の樹種等の選択の余地はなかったのかというふうに思っているところであります。幾ら施工業者の技術力があっても、材料が悪ければ堅牢できれいな建物は立たないということを申し上げておきます。そして、50年か60年に一度という大事業であります新庁舎整備事業により、財政が悪化し、住民サービスが低下するのではないかと懸念もあるところであります。新庁舎の本年度予算の財源につきましては、国庫補助金8,555万円、借入金13億1,120万円、基金取り崩しが2,150万円で、一般財源、いわゆる自己資金であります。何とわずかに253万1,000円でありまして、この財源内訳から見ましても、本年度は新庁舎の建設が財政を悪化させ、住民サービス等の事業を圧迫しているということは全く考えられません。そして、合併特例債13億1,120万円の借り入れによる後年度負担額は3年据え置き25年償還でありますから、交付税措置を除く元利償還金は、年額約1,797万円でありまして、財政健全化指標であります実質公債費比率をわずかに0.26%押し上げましたが、財政悪化につながるような比率ではないというふうに言えます。そして、

新庁舎整備事業も本年度がピークでありまして、令和3年度、令和4年度においても、本年度を超える財政負担になるとは考えておりません。

次に、認定こども園整備事業であります。上豊田保育所と須知幼稚園を統合し、（仮称）たんばこども園を須知幼稚園園舎と須知公園の一部を活用し、新園舎を建設するものであります。令和4年4月からは幼保一体の幼児教育が行われることとなります。みずほ保育所、わちエンジェルでは、既に幼保一体の保育が行われているところであります。保育所と幼稚園が統合することから、特色ある幼児教育を目指すべきだと考えております。令和2年4月末頃から須知幼稚園解体1期工事が始まり、7月には建築工事が着工されますが、幼稚園を開園しながらの工事でありますことから、園児等の安全対策には十分配慮し、絶対事故が起きないよう工事を行っていただくことをまず申し上げておきます。

そして、新庁舎建設事業では、町内業者が入札に参加することができなかったことについて、大変残念に思っているところであります。認定こども園建設工事には、特定建設工事企業体、いわゆるJVの構成員として、町内業者の参加ができるような入札条件を検討していただくことを申し上げておきます。

そして、認定こども園整備事業の本年度予算額4億3,315万円の財源であります。借入金4億2,200万円、一般財源、いわゆる自己資金であります。1,115万円であり、この財源内訳から見ても新庁舎と同様に、認定こども園整備事業が本年度は財政を悪化させ、住民サービス等の事業を圧迫しているとは考えられません。このほかの事業としましては、喫緊の課題として、少子高齢化と人口減少対策を重点的に推進するため、移住・定住対策に2,087万円を計上し、空き家バンク制度の活用や移住相談会への参加、新規事業として、田舎暮らしが体験できるお試し住宅の整備に480万円を計上されていることを高く評価しているところであり、さらなる移住が促進することを期待しているところであります。

次に、和知支所の耐震等施設改修事業として5,556万5,000円が計上されております。和知地域の窓口であり、地域振興防災の拠点施設として重要な役割を果たしている庁舎でありますから、耐震補強等の改修を行うことは、今後、安心・安全な施設として活用するためにも必要な改修であり、財源的にも国庫補助金1,087万1,000円、緊急防災・減災事業債4,560万円の借り入れにより、ほぼ一般財源、いわゆる自己資金なしの事業であり、1年延期し工事に着手することは得策であり評価しているところであります。

次に、消防防災体制の強化に3億8,393万3,000円を計上されております。本年は全国及び京都府消防操法大会の開催年であり、出場に向けた操法訓練も大会事業として予

算が236万5,000円が計上されておりますが、大会出場選手につきましては、崇高な消防精神で仕事や家庭、そして自身の体も顧みず訓練に励んでいただいている姿は称賛すべきことでもあります。本年も大会でのご健闘を期待しているところでありますが、そのためには健康管理や体力の保持に十分配慮した訓練が行われ、そして操法要員の士気を高めるためにも、特別出動手当が支給されることを申し上げておきます。

次に、地域医療体制の確立と医師確保対策として3億4,111万6,000円が計上されておりますが、その大部分が京丹波町病院和知診療所及び和知歯科診療所の運営に係る補助金3億2,290万円であります。町民の命と健康を守る地域医療の拠点であり、存続していくためには、補助金は必要であるとは思いますが、しかし、一般会計から幾らでも赤字分を繰り入れたらよいと言えるような財政状況ではありません。本年度予算でも病院経営が一般会計の重荷になっていることは間違いありません。このまま運営を放置し、赤字がさらに増えるというようなことになれば、間違いなく一般会計も財政危機に陥ることが予測されます。病院の運営と経営を検討する委員会を設置し、改善に取り組むと聞いておりますが、病院の健全経営に向けて抜本的な改革案が策定されますことを期待しているところであります。

次に、新規事業として、高齢者の事故防止対策として20万円が計上されております。最近、高齢者がアクセルとブレーキを踏み間違える交通事故が多発しております。このような状況から、国ほかの市町村でも自動車の急発進抑制装置の取り付けに対する補助が増えてきております。本町におきましても、70歳以上を対象にした急発進抑制装置取り付けに補助することは、高齢者の交通事故防止に効果があると思われしますので評価をしております。

次に、農業振興の推進に新規事業としてラジコン草刈り機の導入に367万円を計上してありますが、農業機械にもAIやICT化が進んでおりまして、農作業の安全と省力化を図る農機具を試験的に導入することは、本町のスマート農業の普及拡大に寄与すると考えられますので評価をしております。

次に、有害鳥獣対策として9,421万8,000円が計上されておりますが、防止柵の設置、新規狩猟者免許取得助成や捕獲報償金の支給などさまざまな取り組みがされ、飛躍的に捕獲頭数が増加しているようではありますが、生息数は減少しているような状況ではありません。さらなる対策の強化を申し上げておきます。特に、サルの被害は深刻であります。サル対策経費として1,250万円が計上されておりますが、効果的な対策に取り組んでいただきますよう申し上げておきます。

次に、農業基盤の整備に新規事業として、ため池安心・安全マップ作成に1,000万円、

ため池再点検に369万8,000円が計上されております。町内には老朽ため池が多く、近年自然災害が多発しており、ため池の安全対策が課題となっていますことから、5カ所のため池安心・安全マップの作成、48カ所の防災重点ため池の再点検を行うことは、防災対策上有効であると考えますので評価をしております。

商工観光振興の推進で、新規事業として、地域商社ふるさと産品開発プロジェクト事業として500万円が計上されておりますが、地域商社は、令和元年度に観光協会の事業として、主にふるさと納税の返礼品の開発、発送を担ってもらってしまして、返礼品の拡充により納税額が大幅に増加をしております。令和2年度には、独立した法人の立ち上げとふるさと産品の開発プロジェクト事業を支援することにより、令和2年度のふるさと納税予算額3,000万円が確保できることに期待をいたしております。

歳出につきましては、新規事業、拡充事業について述べましたが、前年度からの継続事業につきましては、3年から5年をめどに事業効果、ニーズ等の検証を行いながら見直しを検討することを申し上げておきます。

次に、ケーブルテレビ民営化推進事業の債務負担行為限度額を9億860万円に設定するとしておりますが、債務負担行為限度額は、昨年11月に京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会答申に基づき、ケーブルテレビ事業を民営化することを町が意思決定したことを示すものとして受けとめております。このケーブルテレビ事業につきましては、今日まで公営公設、いわゆる町直営で運営してきましたが、民営に移行する理由としましては、伝送路の張り替えや局の設備機器等更新に多額の経費が必要となることや、インターネットの接続スピードが都市部に比べ遅いことから、ネット接続スピードを速くすることを求める声もありまして、民営民設に移行した場合、町負担額が13年間で10億円少なくなるということとか、ネット接続スピードも最大で約30倍になることなどから、民営に移行する意思決定がされたものと理解をしております。町の設備投資や設備機器の更新経費が大幅に縮減されることは得策であり、そして、ネット環境が都市部並みになることは移住・定住の促進につながることから、民営に移行することは大きな評価をしているところであります。

民営化に向けて1点申し上げておきたいことがあります。

令和2年度に民間業者と契約しても、実際、民間ケーブルに接続できるのは早いお家で3年先の令和4年度、接続が全て完了するのは5年先の令和6年度と聞いておりますが、特に瑞穂地区はネットの接続が極端に遅い日もあると聞いておりますので、できるだけ前倒しして早期に接続できることと、瑞穂地区を優先的に接続されることを申し上げておきます。

次に、歳入であります。平成28年度から普通交付税合併特例措置の段階的縮減が始ま

り、本年度で経過措置が終了しますことから、普通交付税の特例措置が90%縮減となり厳しい状況になっております。本年度地方交付税の予算額は48億3,000万円で、前年度と比較し4,000万円の増額となっておりますが、合併特例措置があった平成27年度の地方交付税は53億2,011万円で、本年度予算額と比較し4億9,011万円の縮減となっております。この地方交付税の縮減が本年度予算の財源不足の主な要因になっていると考えております。前年度より予算総額が8億2,700万円増となった財源は、ほぼ借入金を借り入れるだけ借りて充当し、なおかつ不足する財源は基金繰入6億3,240万円を充当し、予算編成を行ったと分析をしております。来年度は、普通交付税は特例措置がなくなり一本算定となりますことから、さらに交付税は減額となり、本年度の財源不足6億3,240万円を超えることが見込まれますことから、さらなる行財政改革、事業の取捨選択、見直しが行われることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ただいま上程の議案第19号に賛成の立場で討論をいたします。

太田町政の柱である健康の里づくりを掲げ、3年目の当初予算編成となり、令和2年度一般会計予算は122億4,000万円と合併後最大で、前年度に比べ大幅な増額予算となりました。

そうした中、財政健全化にも一定留意しながら財源を有効に活用した各種施策が積極的に展開され、住民生活を後退させることなく前向きな予算編成であることが賛意を表すところでございます。

中でも、かねてより懸案の新庁舎建設、認定こども園建設事業がいよいよ完成予定年月に向けて、新庁舎は発注され、また認定こども園も含めスケジュールが確定をいたしました。議会においては、今日まで規模、構造の見直しや事業費の縮小抑制など、また将来の財政運営にかかわり危惧する意見も多数ございました。こうした意見も踏まえ、今後の運営に十分配慮しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

新庁舎は、京丹波町のシンボルであるとともに、住民福祉の向上に向けた町政運営の拠点であり、その機能を発揮向上していくための努力を行政、議会相互が担う場として整備するという自負のもと、着実、堅実に早期完成に向け進めていただきたいというふうに思います。

町長の公約の第一にありますように、行政は、公平公正でなくてはならないのは当然のことですが、あらゆる情報の開示とともに開かれた町政運営に努めていただきたいと思っております。町民が夢と希望の持てるまちづくりに向け、行政と議会の両輪で取り組んでいき

い。この気持ちをお伝えし、本一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

議案第19号から議案第34号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和2年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決すること
に賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第22、議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計
予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されました議案第20号 令和2年度京丹波町国民健
康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

本町の国保の加入者は、令和2年度当初予算では3,459人、2,177世帯でありま
す。そのうち200万円以下の所得の方が90.1%と9割占めております。国保に加入さ
れている方は職を持たない高齢者、あるいは非正規雇用の労働者や農林業、自営業者、また
無職の若い方など低所得の方が多く加入されております。令和2年度の保険税率は据え置か
れましたが、本町の国保税は、協会けんぽと比べても約2倍の保険税となっており、加入者
に大変重い負担を強いる国民健康保険事業となっております。

予算特別委員会で本町の基金積立金の目標額をお聞きしたところ、過去3カ年の平均保険
給付費の5%以上にされており、本町では6,000万円以上必要としています。しかし、
財政力の弱い本町にとっては、2億円程度は必要との答弁でありました。令和2年度の見込
みでは、基金残高は2億9,061万8,000円となります。基金は、加入者の積立金で
あることから、多額の基金を積み立てるのではなく、取り崩し保険税の引き下げに充当すべ

きであります。

現在の基金残高から見ても、基金のほんの一部3,459万円を取り崩すことで1人当たり1万円の保険税を引き下げることができます。また、子どものいる世帯に係る均等割の軽減措置を全国知事会や市長会、町村会からも政府に対し要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めています。

これまでから、日本共産党議員団は、再三にわたり国保税が高くなる一番の要因の1つに家族の人数に応じて係る均等割であり、見直すべきであると言ってきました。収入のない子どもに対して税を課税することは税の原則からしても間違っております。しかも、子ども1人につき1万3,500円の課税は、子育て支援にも逆行するものであります。

全国の自治体に広がっているのは、条例に設けている減免制度を活用して子どもの均等割を減免する自治体もあります。やる気があれば国保税の負担軽減ができるのではないのでしょうか。

1984年（昭和59年）に、自民党政府は、医療費への国庫負担を45%から38.5%に削減をいたしました。この大改悪が四半世紀にわたって国保財政を困難に陥れ、全国的な国保税の値上げを引き起こす引き金となったのであります。

さらに、安倍政権は、4月から独自の公費繰り入れで国保税の軽減を続ける市町村に対し、保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を導入するとして、保険税を引き上げるよう圧力を強めています。国の言いなりに従う義務は市町村にはありません。地方自治の本質である住民の福祉増進に全力を挙げるべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○15番（森田幸子君） ただいま上程の議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成30年度から市町村国保の都道府県化が開始され、本年度で3年目を迎えることとなりました。

本町では、17億9,630万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフネットとして役割を果たすべきものとなっております。本町の国保事業は、被保険者数の減少や医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で厳しい事業運営が続いています。今後においては、引き続き国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていただきたい

と思います。

ただ、このような厳しい状況下の中で、これまで積極的な健診と予防活動や適正な対策を取り組んできた実績などを評価され、保険者努力支援交付金が251万5,000円の増加となったこと。そして、次年度も引き続き保険税を据え置く措置とされたことに高く評価するものであります。今後とも健康無関心層も含めたさらなる疾病予防、健康づくり推進の取り組みを求められるところであります。そして、医療費の適正化を初め、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第23、議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

安倍政権は、社会保障のためと言って消費税10%への増税をしておきながら、消費税増税を実施したら今度は社会保障の改悪を進めようとしています。全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度を目指すとし、いかにも子育てなど若い世代向けの施策を手厚くするなど耳ざわりのよいように聞こえますが、一方で、団塊の世代が75歳になり始める2022年までに医療、介護の両面で費用が急増するとして、高齢者への社会保障予算を削減する

としています。

その1つに、75歳以上にあっても一定所得がある方には、医療費の窓口負担を原則1割から2割に引き上げるとしています。窓口負担を引き上げれば、受診を我慢する、受診抑制を広げることになりかねません。受診抑制によって病気の早期発見や早期治療が妨げられ、重症化するなどかえって医療費の増大を招くとして、日本医師会からも指摘がされております。後期高齢者の医療費負担を1割にしているのは、誰もが年齢を重ねれば病気にかかる率が高くなるためであります。

2008年の参議院本会議において、当時は首相でありました麻生太郎副総理は、高齢者の窓口負担について、75歳以上の自己負担を現役世代より低い1割負担とし、保険料の軽減を行うなど高齢者が心配することなく医療を受けられる仕組みになっている。こうしたよい点は維持したいと答弁されています。この発言をしっかりと守っていただきたいとともに、加入者の所得、また1人当たりの医療費などに左右され、保険料が上がる医療制度は廃止をし、国の責任で安心して医療を受けられる制度に見直すことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行います。

この予算は、歳入歳出それぞれ2億6,290万9,000円が計上されておりますが、保険料は、京都府後期高齢者医療広域連合会の算定に基づき徴収し、同連合会に納付する収支となっております。広域連合で2年ごとに決定されます保険料率は、第7期となる令和2年度及び令和3年度は、医療給付の増加を見込み引き上げ改定されました。1人当たりの平均保険料は5万4,788円と見込まれております。平成28年度から広域連合からの助成金が削減され、人間ドックの個人負担は2割に変更されているものの、助成はなお継続され、一般会計からの繰り入れなどにより高齢者の保健予防に対応する予算となっております。

本町は、高い健康診断受診率を誇る一方、限られた財源の中で高齢者の保健予防の対応がしっかりとなされております。後期高齢者医療制度は、医療費が毎年大幅な増加を見る中で、一定の抑制を図るべく75歳以上の高齢者を対象として独立させ、医療給付を集中する制度として平成20年度にスタートをいたしました。今後は、保険料の増額を抑えるためにも、保健事業の推進により高齢者の疾病予防や重症化予防に努め、医療費の適正化を図ることが重要となってきます。

このことを強く指摘をして賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました

《日程第24、議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

2000年（平成12年）の4月から介護保険制度が導入をされ20年目となります。家族が担ってきた高齢者の介護を社会化し、介護を必要となっても安心して暮らせるようにするとしての導入した制度でありました。

しかし、この間5回の法改正と6回の介護報酬の改定が行われました。2005年（平成17年）の法改正で見直しをされたのが新予防給付であり、訪問介護での掃除や洗濯などの生活支援を、利用者ができることまで介護で担い自立を妨げているとして、予防という名で要支援・要介護1の人の給付を抑制いたしました。

また、2014年（平成26年）の法改正では、さらに要支援の人を軽度者として保険給付から外し、自治体の運営する総合事業に移したのであります。

また、利用者への負担として、施設入所者の食事や居住費を自己負担とし、原則1割の利用料負担の一部を2割、3割と引き上げるなど、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪の連続でありました。

また、介護事業者への介護報酬の引き下げもあり、採算が取れずに多くの事業者が総合事業から撤退するなど、利用者はサービスを受けられない事態も生まれ、本町においても「みんな、おいデイ」の縮小もその1つであります。

2021年度（令和3年）は、第8期介護保険事業計画の改定の年ではありますが、厚労省はさらなる負担増と給付抑制を進めようとしております。その見直しの1つが特別養護老人ホームや短期入所を利用する低所得者への食費、部屋代の負担軽減制度の見直しをする。また、要介護1・2の生活援助サービスなどを総合事業へ移行するなどであります。

介護保険制度の導入から20年間、高齢者の実態に即した保険制度とはなっていないのが現実であります。低所得者でも安心してサービスが受けられるようにすることが重要であります。

町長も述べておられますように、介護保険制度としてしっかりと成立するよう国に対し要望していくことを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

野口君。

○2番（野口正利君） 議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、賛成討論をいたします。

介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように社会全体で支え合うことを目的とした制度であります。少子高齢化や核家族化に伴い、被介護者を家族だけで支えるのは難しくなっており、介護者、被介護者の双方が安心して生活できる社会を目指して1991年12月に介護保険法が制定され、2000年4月から施行されています。自立支援、利用者本位、社会保険方式の3つの柱を基本に、全ての高齢者が人間としての尊厳を保ち自立した生活を送れるよう、地域社会で支え合いながら介護サービスの充実を目指すのが介護保険制度の基本理念であります。人口減少による資本主義の崩壊がとり沙汰されている中、高齢者福祉事業において高齢化社会が豊かな社会となることは、子や孫の世代に安心・安全な社会を未来に発信できる大変重要な役割を担っているわけであり、共存共栄社会といった時代に進みつつあるようにも思えます。その中で、介護福祉事業のさらなる発展と充実した社会は、本町の家族介護支援、認知症支援を積極的に実施、地域の社会資源も活用する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムのさらなる充実、第8期介護保険事業計画が策定され、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(梅原好範君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程25、議案第23号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計予算》

○議長(梅原好範君) 次に、議案第23号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第26、議案第24号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計予算》

○議長(梅原好範君) 次に、議案第24号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第27、議案第25号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算》

○議長(梅原好範君) 次に、議案第25号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第28、議案第26号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第26号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は2時50分とします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第29、議案第27号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第27号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 27 号 令和 2 年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 30、議案第 28 号 令和 2 年度京丹波町高原財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第 28 号 令和 2 年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 28 号 令和 2 年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第 31、議案第 29 号 令和 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第 29 号 令和 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第32、議案第30号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第30号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第33、議案第31号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第31号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第34、議案第32号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第32号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第35、議案第33号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 次に、議案第33号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計予算の討

論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第36、議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長(梅原好範君) 次に、議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番(山田 均君) ただいま提案になっております議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して4年目の予算として提案をされました。

本町の水道事業は、丹波・瑞穂地域の統合事業、和知地域では統合整備事業にそれぞれ取り組み、料金の統一も行ってきました。水系は和知地域と丹波・瑞穂地域となっております。丹波・瑞穂地域は、畑川ダムからの取水が大きなウェートを占めるようになってきています。畑川ダムの必要性は開発団地など5,000人が増加する、町内の11の事業所と工業団地合わせて新規に日量で5,000トンの増量要望がある、それに生活用水量や事業用水量を合わせて、丹波と瑞穂地域だけで日量1万3,723トンの水需要があるとして、平成4年度から畑川ダム建設が推進をされてきました。

しかし、丹波・瑞穂地域で平成30年の人口を1万4,260人として進めてきましたが、人口は大幅に減少するばかりで、計画の破綻は明確になってもダム建設を強行してきました。途中でストップも見直しもできない公共事業の最も悪い事例ではないでしょうか。ダムを推進してきた為政者は、将来の見通しあいまいにしてダムを進めてきたものでありますが、責任者ははっきりしているのに責任をとる人が誰もいない。結局、そのツケは加入者である町民が負担することになっているのであります。為政者は、将来も見据えて科学的根拠をもとにして判断すべきです。もちろん、幅広い住民や専門家の意見や知恵を聞いて判断すべきです。見込み違いや見通しの甘さなどがあったことを認め、今後取り組むべき施策に生かすべきと考えます。

瑞穂地域では、水原と下山に新規水源として9,100トンを取水しました。既存の施設の改修や改善などを計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業実績からも明らかになっています。あわせて、有効率87%、そして90%以上を確保する対策を講じることが必要なことは言うまでもありません。水源を畑川ダムに依存する方法ではなく、畑川ダムは洪水調整を目的にして既存の施設の維持管理をもっと重視すべきです。

一般会計では、ダム関連事業として、測量設計監理業務等委託料が300万円計上されました。周辺整備事業として進めることは維持管理費用や利用者の見通し、規模や建設費用も含めてあらゆる角度から町民にとって今本当に必要な施設なのか。また、高齢化が進む中で、地元が維持管理などができるかなど必要性を再検討すべきです。

水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計ですが、経営の基本にも定めているように常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならないと定めています。

本町は、現在、基本水量を10トンにしていますが、高齢化でひとり暮らしが一層進んでいます。また、高齢者世帯も増加しています。基本水量の見直しを行うべきです。あわせて、水道料金の引き下げにも取り組むべきと考えます。

また、水道の閉栓・開栓手数料が1回3,000円と高額になっています。引き下げを求めも見直しはできないとしておりますが、近隣市町と比べると10倍になっています。近隣町に比べて水道料金は2倍、手数料は10倍では、住みにくい町になっているわけであり、公共料金が非常に高い。これが京丹波町の実態です。若者は町外に転出しています。改善が必要です。

また、水需要の見通しのない多額の設備投資のツケを受益者負担として水道料金の引き上げなどで負担を住民に押しつけることは絶対にすべきことではないことは言うまでもありま

せん。飲料水は、住む上で欠かすことのできないものであります。ですから、民間ではなく自治体が責任を持って給水事業を行っているのです。水道事業はまさに健康の里づくりそのものです。今、進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く重大な問題です。

一般会計の討論でも申し上げましたが、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など課題解決のためとしてますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決になりません。国や都道府県が支援をすべきです。広域化や民営化で地方自治体の役割を果たすことができません。

今、世界では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになり、再度公営化に戻されている事例も起きています。住民、自治体にとって百害あって一利なしのものであります。慎重な対応が求められることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） ただいま上程になっております議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論をいたします。

本町の水道事業につきましては、分水嶺に位置するため施設数が多く、人口密度が低い中山間地における事業であり、整備面や管理面において不利な状況にある中、平成29年度より公営企業法の全部適用事業として取り組まれ、令和2年度予算については、安心・安全で安定した水道水の供給という使命達成のため、継続的かつ積極的な事業が予算されているところであります。

収益的事业につきましては、収入において、給水件数の減少に伴う給水収益の減少や他会計補助金の減少により、対前年7,520万円減少の11億7,560万円の予算とし、支出では、水道法で定める水質検査や日常の施設維持管理経費、また、漏水等のトラブルに対応するための必要経費として、対前年7,260万円減少の11億6,980万円の予算を計上され、住民生活に欠かすことのできない水道水を24時間、365日送り続けることとされております。

資本的的事业につきましては、収入において、建設改良に必要となる企業債や他会計補助金の増加により、対前年1億3,416万4,000円増額の5億2,002万4,000円とされ、支出においては、老朽管路の耐震管への更新工事費や移設工事費の増加により、対前年7,712万7,000円増額の8億7,896万2,000円を計上し、積極的に事業に取り組むこととされています。

本水道事業については、将来予測人口や節水意識の向上により、料金収入が大きく増加することは難しく、今後一層厳しくなると考えられる一方、排水管や給水管の耐用年数到来による漏水対策や施設の機械設備の更新に取り組んでいくことが必要となることから、安定した財政運営のため未収金対策に努力されるとともに、安心・安全な水道水の安定供給のための維持管理に万全を期すことをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号 令和2年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数でございます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第37、議案第35号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第37、議案第35号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。33ページです。

目3、予防費についてお伺いいたします。

予防接種事業、一度お尋ねしたんですが、事業の委託料の内容をお聞きしますのと。

以前、風疹予防接種について課長からお答えいただきましたが、風疹予防接種事業の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 予算書の33ページの関係になります。

まず、予防接種事業の委託料の減額の関係でございますけども、ご承知のように、子どもさんの予防接種は特にたくさん生まれられてからそれぞれ年月によって接種がされるわけで

ございますけども、当初60人程度の出生を見込んでおったわけでございますけども、令和2年2月現在で44人ということでお伺いしているんですけども、生まれられた方の人数によって剰余金が出てきましたので、その分の減額をさせていただいてるところでございます。

それと、風疹の追加対策ということで、昭和37年2月2日から昭和54年4月1日までにお生まれになった男性の方に対しまして風疹の抗体検査、また、その抗体検査で陰性になった場合は予防接種のほうを受けていただくというようなこととなります。3年間の間に受けていただくということになりまして、対象人数が1,407人を見込んでおりまして、そのうち抗体検査を実施されている方が1月末現在になりますけども、240人ということでお伺いをしておるところでございます。

また、その検査を受けられて陽性、陰性ということで、陰性の方に予防接種を受けていただくわけでございますけども、その時点での対象が106人ということで聞いておりまして、そのうち接種をいただいたのが83人ということになっておるところでございます。あくまで1月末現在の数字ですので、その辺をご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 市町村の実施事業ということで、昭和37年から昭和54年にお生まれになった男性の方に通知はしていただいたのかどうか。抗体検査は任意ではありますが、積極的な呼びかけをどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 対象となられる方に全て個別に通知をさせていただいております。中にそういった検査を受けていただくことの説明であったり、必要なものを入れさせていただいて、ご案内のほうをさせていただいてるところでございます。

ご承知のように、先ほども言いましたように、3年間ということもございますので、また引き続き広報のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ホームページにおいては、丁寧に書いていただいておりますので、そのような案内のほうもまた皆さんに周知いただきたいと思います。今後またよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 4点ほどお伺いしたいと思います。

歳入の9ページの商工費国庫補助金が1,357万9,000円減額となっております。プレミアム商品券の想定してた人数より少なかったということであろうかと思いますが、それぞれ詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、12ページの児童福祉費補助金で保育等子育て環境充実事業費補助金というものが7万2,000円上がっておりますが、これはこういったことの補助金となっているのかお伺いしたいと思います。

続きまして、19ページの町税延滞金1,664万8,000円、大口の滞納というようなことをお聞きはいたしました。何件ぐらいだったのかお伺いしたいと思います。

続きまして、45ページの教育費で、教育振興費の中の報償費、謝礼等が13万円減額となっております。予定していた事業等、講演等わかりませんが、この減額となった理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、プレミアム商品券の関係でございますけれども、当初、非課税世帯926名、子育て世帯208名ということで、1,134名の商品券の予測をさせていただいておったところでございます。2月末で締め切りをさせていただきまして3月1日時点でございますけれども、購入者が815名ということで、商品券の販売枚数が4万40枚ということになりまして、今回、不用額ということで、想定人数になりますけれども、720人分を減額させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 12ページの保育等子育て環境充実事業費補助金7万2,000円でございますけれども、これにつきましては、大津市で園児等を巻き込む交通事故があったわけなんですけれども、あれを受けまして、国のほうから園児等交通安全緊急対策事業というのができまして、みずほ保育所におきまして散歩車1台を購入するというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 19ページでございます。町税延滞金の関係で何件かというご質問でしたけれども、1件でございます、1,682万6,800円が延滞金という形で入ってきております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 45ページの小学校教育振興費の謝礼費の13万円の減額でございます。これにつきましては、町内各小学校に教職員の研修の講師の謝礼等で割り当てをさせていただいておりますけれども、それを最終精査をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 12ページの保育等子育て環境充実事業費補助金ということで、大津市の保育園児が散歩をしているときに交通事故でということで、散歩車ということは、乳母車みたいなものなのか。昔で言うたら大五郎が乗っていたようなものなのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、プレミアム商品券は720人の減額ということで、予定したよりは少なかったと思うんですけども、少なかったという大まかな理由ですね。どういった理由で購入される方が少なかったのかどうか、もしわかりましたらお伺いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 大体、思っておられるイメージであってるんですけど、子どもが6人から8人ぐらい乗れる乳児対象の大きな乳母車をイメージしていただいたらと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 商品券の関係でございますけれども、今回のプレミアム商品券に関しまして、多くの方に追加で国のほうも受付期間を延ばすようなことも行っていたところではございますけれども、書類的に事務上で高齢者の方には若干難しい部分があったのかなというように感じておるところでございます。

また一方では、消費税対策として、キャッシュレス還元の制度も実施をされておまして、そちらのほうを利用しやすい仕組みになっておったということから、そちらの制度を利用された影響もあったのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、延滞金1件ということでありました。延滞金は入りましたけれども、滞納している税金は延滞金だけのそういうものであったのか。ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

それから、6ページの保育所の利用料394万2,000円の増額ですが、10月から保育料の無償化がされました。保育料の保護者負担の関係ですけど、所得に応じて保育料が決まっております、それぞれ所得区分を細かくしたり、保育料についてもそれぞれ自治体で違うと思っております。国の公定価格というのがある、公定価格を基本に町が独自で保育料を設定しているのではないかなと思っておりますが、無償化になって町独自の持ち出し分というのはどのようになっているのかお聞きしておきたいと思っております。

それから、44ページであります。学校教育情報化機器整備事業ということで71万8,000円の減額であります。研修業務委託料と学習系システム設定委託料が減額されているわけであります。この事業については、12月議会に大幅な減額がされたわけでありますけれども、令和2年度の当初予算では5,000万円組んでありますけれども、どういうふうな教育を進めていくのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） ただいまの質問でございますが、19ページでございます。

こちら、今、大口で1件ということで、どのような内容であったかということなんですけれども、本税につきましては、平成17年度から平成29年度の滞納があった固定資産税というものでございます。この分につきましては、平成29年度、平成30年度で本税が完納となっております。本税完納以外にも延滞金についても納付いただいたんですけども、まだ残ったという部分がありまして、その部分が全て今回平成31年度で入ったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 町の所得区分と国の所得区分とは確かに違っております、町のほうが保育所利用者にいただく利用料を極力抑えさせていただいてるというふうなことでございます。今回の無償化によりましての持ち出し分につきましては、当然こちらが減額している分を国のほうでもっていただく、特に今年は100%もっていただくということで聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） システムの関係ですけれども、令和２年度に関しまして整備させていただこうと考えておりますのが、教職員の校務支援システムの整備を考えてございます。予算を立てさせていただいたところでございます。

学習系の支援システムに関しましては、平成２９年度に既に配備をさせていただいておりました、今回のこの減額につきましては、全国学力学習状況調査の中で令和元年度初めて英語の聞き取りとか言葉で出すほうの調査がありまして、その機器の設定が必要になったので予算化を立てさせていただいて精査をさせていただいた結果、１４万６，０００円の減となったというところであります。

多分、おっしゃっていただいておりますのがG I G Aスクールのことなのかなというふうに思うんですけども、G I G Aスクールに関しましては、まさに今検討中でありまして、いろんな機器とかそういったところを精査をしておるんですけども、できれば令和２年度途中、補正予算でご提案をさせていただきたいなというふうには思っておるんですけども、あくまでも予定でありまして、なかなか具体化ができていないというのが状況でありまして、今現在、小学校の中で２８３台パソコンを配置しておりまして、この数というのはかなり京都府内でも上位、近畿各地でも市町村で行くと１４位ぐらい、１人当たりの台数で言うと今現在がかなり高いということもありまして、次に向けてある程度じっくり検討してまいりたいなというふうに考えておりました、まだちょっとG I G Aスクールに関して本町の状況というのが具体化されていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○１１番（東まさ子君） パソコンを小中学生に１人１台ということで、国のほうがG I G Aスクール構想ということで進めているということでもあります。ICT環境の整備というのは重要なことでもありますけれども、集団の学びとか豊かな学びという点では、パソコンを生徒１台ということで個別的にパソコンを使って授業を進めていくというのは、国は進めているということですが、教育委員会としてはどのように考えておられるのかお聞きをしておきたいと思っております。

それと、保育料ですが、国が１００％財源は見てくれるということでもあります。国と京丹波町の間に保育料について低く設定している分、国が何ぼ見てくれたとしても、町の持ち出

しというのがあったのではないかと思うんですが、そんなはなかったんですか。100%皆くれてたわけですか。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まさに、今、学校現場が求めておりますのは、主体的な、そして対話的な形で子どもたちが学び合っていく。それで高めていく。今よく言われていますのが、これからの時代、答えのない問いに対して答えを出していかなければならないと。そういう時代に対してどういった教育が必要かというようなことをございまして、プログラミング教育でありますとかICT教育に関しましては、その1つの手段であって、そのために学ぶのではなくて、そういったことを深めていくための1つの手段としては、ある意味、ICT、それからプログラミングが有効ではないかなと。ただ、根底には、やはり主体的な深い学びが必要になってくるというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 9月の無償化の段階でご説明をよくさせていただいた子育て支援センターの短時部とか、発達支援事業は町独自で事業としてしているところは町の持ち出し分と考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点目は、歳入の5ページでございます。

分担金及び負担金というところで、農業費の分担金、農業用施設整備事業分担金なり加工施設改修分担金というのが、既決の分がしておったけども、結果として分担金がゼロということになっております。当然、災害は別にしても、一定のめどをつけて予算化したと思うんですけども、農業用施設整備事業分担金と加工施設改修分担金がそれぞれゼロになったということはどういうことであつたのか。また、件数というのは1件だけではなしに何件かは予定されておつたのか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

それから、7ページの商工使用料のところの京丹波 味夢の里の使用料が335万円減になっております。当初の見込みと335万円の減になったんですけども、説明があつたかもしれませんが、もう一度この減になった理由を伺っておきたいと思ひます。

14ページでございますが、林業費補助金で森林管理道開設事業補助金ということが2、

870万円追加になってるんですけども、既決の予算に対して追加があったということなんですけども、この追加の具体的な理由というのはどういうことで、年度末になってからでございますので、どういう理由で追加になったのか。また、事業を実際できるのかどうかということもあるんですけども、支出の関係のありますけども、受け入れたというのは繰り越してやるということかもしれませんが、追加された理由を伺っておきたいと思います。

18ページの立木売払収入ということで、この場所と681万2,000円ですので、説明では確定をしたということでもございましたけども、内訳について伺っておきたいと思います。

それから、19ページの学校給食費の関係なんですけども、委員会でも説明はあったかと思うんですけども、428万6,000円の減になっております。最終的にコロナの関係もあります。減になった理由は、当初の見込みからすると相当金額も大きいわけでもございますけども、どういう理由で428万6,000円の減が起こったのか。また、収納率の関係でそういう減になっているのかどうか、あわせて伺っておきます。

それから、歳出の関係で27ページです。

地域資源活用推進費ということで、地域熱供給施設管理事業ということで燃料費が630万円の減になっております。財源内訳の中では、その他の収入が61万5,000円の減になっておるんですが、実際に地域熱供給施設の年間の稼働日数、稼働時間というのはどういう状況になっているのか。データというのはしっかりとっておられると思うんですけども、そういうものはきちっとして、それに基づいて、当然、モデル事業でございますので、やっておると思うんですけども、当初の見込みとこれだけ減になった理由はどこにあったのか伺っておきたいと思います。

それから、歳出の33ページでございますが、環境衛生費の関係で伺っておきます。

住宅用太陽光発電システムで532万円の減、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業で88万円の減となっておるんですけども、当初の見込みで申し込みの件数がなかったということだったと思うんですけども、当初の見込みが何件で、結果として申請された件数が何件であったのかということをお尋ねしておきます。

それから、35ページの農業振興費の中で、先ほど収入の関係も聞きましたが、工事請負費の300万円、加工施設の改修工事ということで減になっておりますが、当初の見込みを予定しておったわけでもございますから、理由をお尋ねしておきます。

それから、あわせて、負担金補助及び交付金の中の多面的機能支払交付金というのが2,075万5,000円減になっておりますが、これは当然対象の面積が減ったというか見直

しがあったということなのか伺っておきたいと思います。

また、あわせて、農業次世代人材投資事業補助金というのが525万円減になっております。対象の人数が減ったということかもしれませんが、当初の見込みの人数と最終何人になったということなのか伺っておきたいと思います。

それから、その段の一番下に経営体育成支援事業補助金というのが100万円減になっております。これについても、どういう理由で当初の見込みと100万円の減が起こったのか伺っておきたいと思います。

それから、36ページで、畜産業費なり農地費の関係ですけれども、ロケの整備の工事の関係で543万7,000円の減になっておりますが、当初の予定とどこが変わったのか。

また、工事請負費の中の治水対策工事で360万円の減になっておりますが、これについても当初の見込みと変わったのかと思いますけれども、当初の見込みとどう変わったのか。それから件数も何件かあったかと思うんですけれども、当初の見込みの件数と最終的に減になった理由をお尋ねしておきます。

それから、38ページの林業振興費の関係で、林業維持管理委託料というのが350万円減になっております。また、林道の開設の関係は、先ほどの収入の関係で連動しているかと思っておりますので、それがそこに入っておるんだと思うんですけれども、確認の意味でお尋ねをしておきます。

それから、公有林整備事業委託料というのが772万7,000円ありますが、増額にしておるわけでございますけれども、どういうことで増額かということ。

それから、道路修繕200万円減になっておりますが、これについては、予定しておった修繕が変更になったかと思うんですけれども、その内容について伺っておきます。

それから、41ページで土木の関係ですが、道路新設改良費の中で道路改良費300万円の減との連動かと思うんですけれども、土地購入費で3,200万円の減になっております。当初の計画と土地所有者との協議ができなかったということかもしれませんが、どこを予定していて、結果としては見通しはどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

それに関わるのかもしれませんが、物件等補償費についても500万円の減になっておりますが、これも土地購入との関わりがあるのかどうかも含めて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、歳入の7ページで京丹波 味夢の里の関係の減額でございますけれども、これにつきましては、財産管理の収入のほうと二重計上になってお

ったということで、こちらのほうを減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 19ページの学校給食費の減額の理由でございます。これにつきましては、まず、学校行事でありますとか、あるいは病気等で長くとか、出席停止の場合の欠食扱いということで、還付をさせていただくということになりまして、それが約380万円を見込むものであります。

それと、収納率で98.9%を見込むということで、それによる減じた部分が48万6,000円ということで、合わせて428万6,000円の減額とさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 予算書33ページの環境衛生費、まず住宅用太陽光発電システム設置補助金でございますが、15件分を予算措置をさせていただいておりまして、実績につきましては2件、それから家庭向け自立型再生可能エネルギー導入補助金でございますが、先ほどの太陽光発電システムに加えて、あわせて蓄電設備を設ける者に対する補助金でございますが、予算では5件分を措置させていただいておりまして、実績につきましては1件でございます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 41ページの道路新設改良費、まず、公有財産の購入費の3,200万円の減額理由ですが、蒲生野中央北線、排水路の関係の用地買収に期間を要しておりまして、年度内の買収が見込めなかったために3,200万円の減額ということで減額させていただきまして、令和2年度に予算計上のほうをさせていただいております。

続きまして、22番の物件等補償費の減額につきましては、町道細谷中央線の水道補償ということで200万円見込んでおりましたが、工事の中で一緒に施工のほうをさせていただきましたので200万円の減額と、先ほど申しました土地購入の関係で、蒲生野中央北線の排水路の関係の立木補償ということで300万円を予定しておりましたが、不用となりましたので減額するものです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まずは、5ページの農業用施設整備事業分担金でございます

けれども、これにつきましては、瑞穂の水原地区で農道のカーブミラーの設置ということで要望をいただいておりますけれども、地元負担金が生じるということで、再度地元のほうで協議をされましたところ、要望を取り下げられたことに伴います減額ということでございます。

それから、加工施設の改修分担金でございますが、これは猟友会の和知地区の方々によりますジビエ利用の促進を図るために加工施設をつくるということで要望をいただいております、それに基づきます補助金を上げておりましたけれども、精査をされまして、その施設については見送るということになりましたので、減額をしているところでございます。

それから、14ページの林道管理道開設事業補助金でございますが、2,870万円でございます。これは国のほうの補助事業でございます、今年の2月に国のほうから追加の補助の要望がありまして、それに基づいて今回計上しているものでございます。当然、議員おっしゃるように、事業というのは工期がありませんので、繰り越しということでお願いしているものでございます。

場所につきましては、月ヒラ長老線の約500メートル、幅員3メートルの分を計上している補助金でございます。

それから、18ページの立木の場所とその内訳でございますが、まず一つは、西河内を皆伐をいたしました面積的には8.4ヘクタール。それから、安栖里鐘打の1.3ヘクタールで、全体で9.7ヘクタールを皆伐したものでございます。当初は、6,100立方メートルの材積を見込んでおりましたけれども、最終的には6,900立方メートルということで、800立方メートルのプラスということで材積が変わっているものでございます。実際に、金額的に申しますと、当初見込んでおりましたのが6,895万円でございますが、今回補正も含めまして、最終的には7,576万2,347円ということで、その差額の681万2,000円を補正をさせていただいているものでございます。

それから、27ページのチップでございます。これは和知の熱供給施設のものでございまして、年間の稼働日数でございますが、今ちょっと手元に日数的なデータは持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思いますが、年間を通じて長老苑のお風呂等がありますので、稼働といたしましては、年間を通じてしているということでございます。

ただし、チップの量につきましては、夏場と冬場が変わってきますので、その分につきまして精査を行った分のチップ量を減額しているということでございます。

35ページの工事請負費の300万円の減額ですけれども、先ほど申しましたように、猟友会によります加工施設の改修工事費を見込んでおりましたけれども、計画を中止というこ

とになりましたので、300万円減額をしているということでございます。

国・府支出金等返還金でございます。マイナスの246万7,000円、これは多面的機能支払交付金によります返還金でございます。平成30年度がこの事業の最終年度ということがありまして、国のほうも未実施の事業内容については返還をするようにというようなことで通達がありまして、それに伴います返還金ということでございまして、当初、30組織から最終的に精査をいたしまして11組織分を見てました部分で、当初が291万7,000円を返還というように見込んでおりましたけれども、精査によりまして45万円になりまして、その差額の246万7,000円を返還金として落としているものでございます。

農業次世代人材育成事業でございますが、当初に12名で150万円余りの部分で予定をしておりましたけれども、変更によりまして、150万円が7人と、75万円が3人ということで、あと2人については支給は延期ということで、その部分を減額しているものでございます。

経営体育成でございますけれども、これにつきましては、2組織を予定をしておりましたけれども、補助金の対象から少し外れるようなものがありまして、その分について減額をしているものでございます。

ロケ地につきましては、水道の雪害工事を予定をしておりましたけれども、入札の不調によりまして、その経費について減額をしているものでございます。

治水対策につきましては、上豊田の治水工事を要望されておりましたので、その分を計上しておりましたけれども、施工方法の変更によりまして、その分の減額分を上げているものでございます。

公有林整備事業でございますけれども、これは精査に基づくものでございまして、772万7,000円を増額をさせていただいております。主なものについては、町有林の整備、長瀬向山線をしておるものとか皆伐によります面積が変わりましたものの変更というものが主な内容になっているものでございます。

林道維持管理につきましては、当初、災害等が起こった場合の部分で計上をしておりましたけれども、今年度についてはそういうことがありませんでしたので、減額をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 歳入の20ページ、雑入、地域熱供給料であります、61万6,000円の減額ということで、これは既決予算額は461万5,000円ということでありま

したので、これを減額しますと、399万9,000円ということになります。この減額理由と供給施設別の本年度の供給見込料についてお聞きします。

歳出の27ページの地域熱供給施設管理事業の燃料費63万円の減の理由ということで、先ほど山田議員のほうから稼働日数等につきまして質問ありましたが、データを持ち合わせていないということでありますが、年間を通じて供給しているということですが、平成30年度の決算額は438万5,221円でありまして、令和元年度収入見込額は先ほど申しました399万9,000円ということで、38万6,211円の減ということになりますが、チップの購入量が減少するという事は、ボイラーの燃焼効率が当初計画より低下しているのではないかということについてお聞きします。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 歳入のところで、地域熱の分でございますが、61万5,000円を減額をしております。当初は、461万5,000円で、内訳で言いますと、長老苑が255万1,000円とわちエンジェルが206万4,000円ということでございましたけれども、平成30年度の実績に基づきまして、この補正時点で見込みをいたしまして、全体で400万円の経費がかかるということで、その差額の61万5,000円を減額をしているということでございます。

燃焼効率でございますけれども、平成29年度から3年間データをとっておりまして、年度別熱供給量につきましては、年ごとに供給量としては上がっているというデータが出ております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 地域熱供給料の減少分の理由ですけれども、これはボイラーの稼働とは関係ないような感じがしたんですけど、料金設定でこうなったのかということをもう1回はっきりしておいてほしいと思います。

そして、年間を通じて稼働しているのに供給料が減少するというのは、何かどこか問題ないかなということでもあります。

そして、令和2年度の予算額、先ほど当初予算可決されましたが、438万5,000円計上しているんですが、令和元年度の実績見込みから行くと、収納額よりも高いわけでありまして、これが収納可能なのかということについてお聞きします。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、熱効率につきましては、先ほどお答えをしたとおりで

ございます。使用量につきましては、年間を通じてありますけれども、この前もお答えをさせていただきましても、チップの含水率の問題で、一概には安定しないということもありまして、毎年季節によっても違いますし、含水率によっても違いますので、チップの使用量が毎年変わってきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 燃料チップの含水量につきましては、当初から同じような状況ではないかなと思います。最近になって急に含水量が多いとか少ないでこのような熱供給量が減ってくるというようなことは考えられにくいと思いますが、そこで、燃料チップの含水量によって燃焼効率が悪いということでありましたら、その含水量を一番適切なパーセントに指定して購入ができないのかということと。

地域熱供給システムはだんだん供給料が減ってますので、安定して稼働していないというふうに私は思ってるんですが、燃料チップの含水量の原因のほかには何か問題はありますか。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 含水率の安定につきましては、データをとってはおります。一番ベストな含水率は40%ぐらいというふうにはボイラーの状況から言いますと聞いておりますけれども、その月によって全くそれ以下のところもあったり、ある意味では60%ということもあったりして、安定をしていないというのが現状でございます。

含水量を一定安定させるためには、まず、渡場のほうで生の木を風乾燥ができるように、木の積み方を俵積みから違うような形で風通しをよくして、少しでも乾燥するような形でお願いもしておりますし、そもそもこれは全体的には機械乾燥ではなしに、自然乾燥によってチップをつくっているということでございます。山から渡場で乾燥させていただいて、それからチップ工場のほうでチップにさせていただいてるんですけども、そこも機械ではなしに、自然乾燥したものをチップにしているということで、町のほうからは今のところは含水率の一定化をするようなところまでは求めていないようなところでございます。

ただし、チップをお願いしているところも、できるだけ含水率が一定するような工夫もさせていただいておりますけれども、なかなか一定させることができないということになっております。

したがって、ではどうするのかということですが、今の状況に応じた形でボイラーを有効に動かしていくかということ、この含水率のデータをとりながら日々研究もしているということでございます。

含水率のほかに問題は、機械の修繕が生じてきていることとか、ほかにといいますかチップとも絡んでなんですけれども、チップを置いているところからボイラーに送るコンベアのところが含水率によって詰まってしまったり、逆に含水率が低いために上がっていくものがまた下に落ちて上がっていかないとか、そういうこまこまとしたような原因があつていろいろな支障を来している分もあるということでございます。

以上でございます。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 令和2年度の438万5,000円の確保をできるかということでございますけれども、一定の算定根拠に基づきまして、長老苑についてはお願いをしております。わちエンジェルについては、そのまま一定額を町の施設ということでしておりますので、その分の料金については納入をいただけるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 先ほどそれぞれ答弁していただいたんですが、ちょっと伺っておきたいと思います。

1点は、33ページの太陽光の関係で今お聞きして、住宅用太陽光発電システムの関係は15件を見込んでおったけども、最終的に2件だったと。蓄電池の関係は、当初何件見込んでおったのか。最終的には1件だということでしたけども、同じ15件を見込んでおったということなのか。ちょっと聞き漏らしたのでもう一度お尋ねしておきます。

それから、35ページ、ちょっと私の尋ね方が間違っていたのかわかりませんが、多面的機能支払交付金事業というのが施設の関係では2,075万5,000円、財源の関係で言うと2,322万2,000円と思うんですが、非常に多額の金額なんですけども、先ほどの説明では、返還が求められたということで、11組織で返還ということなんですけども、2,000万円ということは、1組織200万円近い金を返還したということになるんですけども、二百何万円という説明もあつたんですが、ここに出ておる金額としては2,075万5,000円なので、改めてもう一度その点をお尋ねをしておきたいと思います。

それから、今お尋ねの地域熱の関係なんですけども、365日稼働させておるとということなんですけども、1日を見た場合に、いつの時点から24時間ボイラーに火をつけておるとということなのか。朝、例えば8時に火をつけて、そして夕方までボイラーをたいておるとということなのか。どの時間帯、24時間火をつけておるのかどうか。そうすると、常時チップ

を補給しなければならなくなるんですが、そこら辺をちょっとお尋ねをしておきたいのが1点と。

それから、含水率の関係も含めてですけども、日々研究しているということでございますけども、いつまで研究するのかと。よい言葉なんですけどね、研究というのは。当然、これを導入するときには、一定のそういうものをちゃんと調査をして、一定の見通しを持って導入しているわけですから、導入時点のいろんな数字、いろんなトラブルがあるか今の含水率の問題もありますけども、どこに問題があってどう改善するのかということをはっきりしてやらないと、今の状態からすれば、チップの含水率によって変わるんだということであれば、このまま含水率がいろいろ変わるけども、それで燃焼効果は悪いけどもやっていくということなのか。40だったら40、20だったら20の設定でチップとして燃やしていくということなのか。その辺もはっきりさせていかなければ、その時々状況にあわせてやっていくということだけでは、もともと導入した趣旨がモデル事業としていろいろ町内に普及していくという前提から考えたら、そういう見通しが本当に確信を持って言えるのかということになると思うんですけども、あわせてその点を伺っておきたいと思います。

それから、繰り越しの関係でお尋ねをしておきたいんですけども、今回、繰越明許ということでそれぞれつけていただいております、その詳細もつけていただいておりますけども、1点土木の関係でお尋ねをしておきたいんですが、当然、理由があって繰り越しをするということなんですけども、この事業の中には当初予算で計上したもの、それから補正で計上したものもあると思うんですが、道路の改修や舗装とかいろいろ事業概要はあるんですけども、基本的にはこの路線を改修しようとか、舗装しようとかいろいろ決めるわけですけども、当然、地元からの要望に基づいてやっておられると思うんですけども、当然、地元から要望があるということは、地元でも道路を改修しようとかいうことをまとめて出されておると思うんですけども、その場合に地元の協議ができてないとか、用地買収が難しいかったとかあるんですけども、その辺は地元で合意をされたものが要望として出てきておるということなのか。当初で上がったものであれば、1年間かけて話ができなかったということになりますので、ちょっとその辺はどういうような形で路線の採択をされておるのか。考え方を1点伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、35ページの多面的機能支払交付金事業のマイナスの2,075万5,000円でございますが、先ほどについては返還金のことで、2,000

万円につきましては、多面的機能支払交付金事業は5年間ですけれども、令和元年度が初年度ということで、いろんな形で新しく取り組みをしていただくような集落も見込んだりしながら予算を当初組んでいたものでございます。令和元年度から広域化というものもやっておりますので、いろんなメニューも取り組んでいただけるものということで見込んでおりましたけれども、最終的には精査によりまして、見込んでおりました集落が、例えば12集落ぐらゐがこの事業を利用されないというような大きな原因もありましたし、それから活動内容の変更によりまして変わったりとか、このベースになりますのは面積ということになりますけれども、その面積が変更になることによりまして、この2,000万円という最終精査によって減額になったということでございます。

それから、熱供給施設の1日の稼働時間でございますが、朝の4時半から夜の7時までがボイラーが運転をしているということでございます。当然、わちエンジェルは昼間ということになりますし、長老苑も7時まで運転した熱を夜の間もそれを活用をしていただきながらということですので、この時間帯での動きをボイラーはしているということでございます。

もう1つのいつまで研究をするのかということでございます。

実際に、施設ができて3年ほどになりますけれども、何回も繰り返しますけれども、含水率の調整というのが当初思っていた以上に難しいということが正直でございます。これは材を扱っているということでございますので、その木をチップにした段階で、それぞれの場所によって含水率も変わってきます。それから、季節によっても変わりますので、そういうものを一定データを1年間とって、一定の期間でそれをまとめていくということが対応としては必要かというふうに思っております。時期につきましては、3年暮れて、含水率もはかたりしておりますので、これを安定するように早期に努めたいというふうに思っているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 繰越明許の関係なんですけど、道路新設改良事業の合計額としては、3億558万6,000円ということで、そのうち社会資本整備総合交付金事業が2億2,209万6,000円ということで、あとの起債事業が8,349万円ということで内訳のほうはなっております。まず、社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の補助金を財源としておりまして、一度返還しますと来年度の補助金等にも影響が出ますので、できるだけ有利な補助金を活用してまいりたいというふうに考えておりまして、継続のほうをしながら計画的にやってるわけなんですけど、また、単独事業につきましても、地元要望と

いうことで、8,349万円のうち年度内完成を目指してたんですけど、工事の中で完成できなかったものがありまして、4月、5月ということで完成時期が遅れている部分があるわけですし、また、補正予算でお願いしました緊急的に整備するというので予算計上をさせていただいた分につきましても、工法等を検討もしておりますので、その辺でちょっと遅れまして、4月着手を目指して今設計のほうをしているわけです。

また、全体の話で申しますと、単年度予算ですので年度内完成を目指しておりましたが、令和元年度につきましては、平成30年の7月豪雨の災害復旧の繰越事業ということで、ちょっと言い訳になるかもしれませんが、補助分で2億4,000万円、単独分で5,200万円、合計で2億9,200万円あったということもありまして、災害復旧のほうを優先的に発注もしておりましたので、一部遅れた部分なりということで繰越額が高額となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 太陽光発電設備と蓄電設備の設置に対する補助金でございますが、予算措置は5件分でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 多面的機能の交付金の関係なんですけど、今説明では、当初予定しておいた集落で未実施の集落が出てきたということでございますけども、うまくこういう交付金を使えば、集落内のいろんな修繕とか改修もできるわけなので、先ほどありましたように、事務の共同化ということでそういう処置もできたわけでございますので、未実施を決めた集落について、それぞれ支所も担当課を置いておるわけでございますけども、相談に乗ったり、引き続いて実施していくというような協議なり働きかけはされたのかどうか。それを続けていくことは水路の改修も含めて、身近な細かな事業も取り組めるわけなので、なかなか高齢化の中で取り組むリーダーの問題も確かにあるわけでございますけども、やはりそういう取り組みが大事だと思うわけですが、その辺はそれぞれ担当者もおるわけでございますけども、そういう働きかけ、取り組みを引き続いてやれるような援助とかそういうことはできなかったのかどうか。一番課題になっていた事務が共同化になったので、そういう面では取り組んでもらえやすいと思うんですけども、ちょっとその点もう一度伺っておきたいと思っておりますし、ぜひそこにもうちょっと力を入れて、働きかけて、できる集落で取り組んでもらうということが非常に大事でございますし、町としても、町の財源を使わなくても、この交付金をうまく使ってもらえば、それぞれのいろんな改修や修繕もできるわけですので、その点あわせて

もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 多面的機能につきましては、交付額に比べて事務量が多いということですので指摘をいただいていたものでございます。そういうものを1つでも負担の軽減ということで、広域化ということで取り組みを令和元年度からさせていただきました。そういう分では、まだ取り組みをされていないところについては、広域化というものになったことによって軽減が図れるようになったことを、これからもまだ未実施の集落については啓発なりお知らせをさらに強めていながら、できるだけこういう制度を十分に活用していただけるように今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第36号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第38、議案第36号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 令和元年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第37号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第39、議案第37号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第38号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第40、議案第38号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

議案第38号 令和元年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第39号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第41、議案第39号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳入の5ページの雑入でございますが、支障物件移設補償費ということで1,185万円減になっておるわけでございますけども、これはどういう理由で減になったのかということと。

歳出の関係で6ページですが、委託料で汚泥脱水業務委託料というのが1,061万2,000円の減になっております。特別何かの理由で多額の委託料減になったのかお尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） まず、5ページの支障物件移設補償費の関係ですが、この部分につきましては、京都府が行います高屋川の河川改修事業に伴います町道藤ヶ瀬橋の架け替えに伴います下水道管の移設の工事に対する補償費でございます。本年度、京都府のほうから事業を見送られて次年度にまた橋梁の工事を再開されるということで、今年度の補償費については減額をさせていただきまして、令和2年度の予算に計上をさせていただいたところでございます。

汚泥の委託料につきましては、これも本年の1月までの実績をもとに算出したしまして、当初から量のほうが減少するというので、今回、当初見込数量257トンとしておりましたが、実績見込みが221トン相当となることから、今回補正で減額のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の委託料の関係なんですけども、当初257トンが221トンという見込みで減額ということなんですけども、当初の見込みというのは前年度の実績等を考えて予算化をされておると思うんですけども、全体の補正前の金額の1割相当の金額になるんですけども、汚泥がそれだけ少なかったというのは簡単なんですけども、要因というのは、当然、使用量が減ってるということかもしれませんが、その辺はどこにあるのか。次年度はまたぐっと増えるということなのか。その辺の見通しを含めてもう一度伺っておきたい

と思います。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 本補正におきまして、使用料のほうにつきましても減額をさせていただいております。これは使用者の方の減少と排水量が減少の傾向にあるということで実績を見込んだ結果でございます。水道料金イコール下水道の排水量ということになっておりまして、下水のほうにつきましましては、事業者の汚水の受け入れが少ない関係もございませぬので、実際、ご家庭の使用者の件数と使用量に比例するところが多いと思いますので、その分、使用量に比例して処分する汚泥量についても減少していくということになると考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第40号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第42、議案第40号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の関係でお尋ねしておきます。

育英給付金ということで345万円の減になっておるわけでございます。結果的に大学生が9人で専門学校が1人、高校22人の合計32人という説明を受けたと思いますが、当初の見込みと比べると半分ぐらいの金額になっておるんですけども、その辺は申し込みが少なかつたと言えればそれまでですが、こういう経済状況の中でございますので、当初の見込みとの差というのはどのように考えておられるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 当初の見込みとの違いということでございますけれども、もう少し前を見ておりますと、平成28年度が25名、平成29年度が32名、平成30年度が38名ということで、結果的に平成30年度が極端に多い年であったということで、今の状況で申しますと、平年並みに戻ったのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 令和元年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第41号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第43、議案第41号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1件伺っておきたいと思うんですけども、歳出の関係、4ページでございますが、運行事業費ということで、バスの購入費ということで54万1,000円の減になっております。入札が確定したということでございました。入札の関係で、入札の参加業者は何業者であったということと。町内業者は何社の方が参加しておったのか。入札でございますので、予定価格よりもオーバーするということになりますと、そういう方もあるかと思うんですけども、その内容について伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 入札の関係でございますが、現在手元に資料がございません。申しわけございません。答えることができませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

再開以降、2時間程度経過しますので、これより暫時休憩とします。再開は4時50分とします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時50分

○議長（梅原好範君） 会議を再開します。

お諮りします。

会議終了時刻が近づいておりますが、本日の会議時間は議事の都合により延長いたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長いたします。

引き続き議事を進行します。

《日程第44、議案第42号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第44、議案第42号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 令和元年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第43号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第45、議案第43号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の4ページでございますけども、負担金補助及び交付金でそれぞれ減額になっておるわけでございますけども、特に桧山地域振興対策補助金というのが80万円多額の減になっておるわけでございますけども、当初の予定しておりました補助金の申請が少なかったということかもしれませんが、80万円減になった理由を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 86万7,000円減額となった重立った根拠でございますが、令和元年度に予定しておりました事業、井尻区等が事業の実施を見送ったことがございまして、精査をした結果そのような数字になったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 令和元年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第44号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第46、議案第44号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 令和元年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第45号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第47、議案第45号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これにて討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 令和元年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第46号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第48、議案第46号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 収益的収入の2ページになります。

外来収益で和知歯科診療所でございますけれども、268万円の減になっておりまして、外来患者数の減少等ということになっております。主に医療圏の問題もあるわけでございますけれども、患者については和知の方が中心になっておるかと思うんですけれども、京丹波町全体が人口減少でございますし、和知については、特にそういう面では高齢化の中で減少率も激しいわけでございますけれども、経営を考えますと、患者をどう確保するかということが非常に大事だと思うんですけれども、今後そういう点では何か対策を考えておられるのか。患者さ

んが来るのを待つということではなしに、京丹波町の場合でしたら、社会福祉のいろんな高齢者の施設もあるわけなんですけども、そういうところへの訪問診療なども取り組んでいくと。特に、高齢になりますと、口腔ケアというのが非常に大事になってきておりますし、口から物を入れてかむというのが元気の1つの大きなポイントにもなるわけでございますけども、そういうようなことも含めて対策というのは何か考えておられるのか。取り組んでいこうと考えておられることがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 和知歯科診療所の患者の確保の件でございますが、まず外来の患者様を待っているだけで今回このように患者減少が問題になっておるわけでございます。今も口腔ケアの大切さをお話いただきましたけども、例えば各施設にこちらから訪問をかけるというようなことも医師と相談しまして、可能ならば実施したいと思っております。

ただ、医師が出かけるということは診療所に医師が不在になりますので、時間の使い方は歯科医師が2名おりますので、十分に調整した上で必要な対策をとり、歯科診療を1人でも多く受けていただくような体制を今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第47号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第49、議案第47号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 16ページの収益的支出のところ、負担金という節があるわけでございますけども、そこにダムの管理負担金ということで88万5,000円の減になっております。京都府との関係でダム管理の負担金を本町が持っているわけでございますが、負担割合の見直しというのはどういう場合にできるのか。18.52だったと思うんですけども、全国のいろんなところを見ておきますと、いろんな負担割合があるわけでございますけども、負担の割合というのはどういうように見るのか、1点お尋ねしておきたいと思います。

といたしますのは、令和2年度予算でも水道会計が議題となっているが、非常にダムから取水する量が増えてきておられるわけでございますけども、そういうことによって負担率が変わったりするのかということ。それからまた逆に、ダムということで京都府の所有でございますので、もっと京都府が負担を増やすということはないのかどうか1点伺っておきたいと思います。

それから、資本的支出の関係で、20ページでございます。

今回、建設改良費で7,893万円の減になっております。委託料とか工事請負費等でございますけども、具体的には大幅な減になった理由について1点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） まず、ダムの負担金の関係なんですが、これは畑川ダムの管理に関する協定書というものを平成25年4月1日付で京都府知事と締結をしております。その中で、負担についてはという条項がありまして、その中で持ち分の負担比率を変えるとという条項がございませんので、私の思っている限りは負担率の変更はないというふうに考えております。

あと、20ページの支出の減の要因でございますが、主には、まず予定しておりました耐震管への更新工事のほうにつきましては、1工区を除いて全て発注し完了したところもございます。原因の要因につきましては、入札減によるものが多いということでございまして、あと、水道管の移設の工事の部分につきましては、下水道のほうでもありましたけど、藤ヶ

瀬橋の架け替えによる移設工事が全額減としたことと。あと、新庁舎の関係の蒲生野中央線
の関係も9号部分のほうの予算を計上しておりましたが、これも次年度の計上をさせていただ
いた部分が多いのと。あと、入札減によるものと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 令和元年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決す
ることに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更につ
いて》

○議長（梅原好範君） 日程第50、議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業
木材調達契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっております木材調達契約の変更ということで、提案
そのものは契約期間令和2年3月31日を令和2年12月25日までに改めるということ
でございますが、この議案は、令和元年6月4日に一度否決されたのが再提案されて可決され

た中身だと思うんですけども、そのときにいただいたいろんな資料も見ておったんですけども、随意契約で契約をして、それぞれの製品を納入するという契約になっておるわけですが、3月31日までのこの契約期間というのは、町が随意契約した製品そのものが納入されるという期日で随意契約の契約期間というのは提案されたのではないのかという点を1つ伺っておきたいと思います。

それから、もう1点は、当然契約でございますから、今発注した製品ができ上がっておると。令和2年3月31日ですので、もう少し期間があるわけでございますけども、31日にはちゃんとでき上がっておるという前提の随意契約ではなかったのかどうか、その点もあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 変更理由についての資料1ということでお示しをさせていただいておりますが、この末に期限を切って、もちろんこの調達をお世話になるということに6月当時しております。

しかしながら、入札の不調などによりまして、時期が遅延したことによってそのあたりがかなわないという部分が出てきたこと。それに伴いまして、工事業者との調整もある中で、施工順序等を踏まえて材料支給の時期を見直したことによりまして、そういった諸条件によりまして工期の延長をお願いするというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 本体工事の大成建設との契約は別のものだと思うんですけども、大成建設には材料を町が出すという、それも契約の中身になっておると思うんですけども、要するに、町内の3業者の共同企業体に随意契約をした木材の材料というのは、当然、本体工事の入札がそれはそれで遅れたわけでございますけども、3月31日までは製品はでき上がって納品できる状態にあるということなのか。あるとすれば、でき上がっておる製品はどこに今保管をされておるのかという点を伺っておきたいと思ひますし、当然ここに書いてありますように、工事をしながら材料を納めてもらうことになっておりますけども、それはそれとして別の考え方ではないかと思うんですけども、随意契約の場合は、製品をいつまでにちゃんと納入しますという契約でしたと思うんですけども、それはどういふようになっておるのかも一度伺っておきたいと思ひます。ちゃんと31日までは製品はでき上がっておると。その製品は今どこにあるということなのかどうか、その点も含めてお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） この材の流れでございますが、J Vのほうでお世話になって、最終引き渡しを施工業者にする際に、もちろん町、あるいは施工業者、J Vの3社で木材の確認をして施工業者、今回で言いますと大成建設になるんですが、お渡しすると。こういった流れになります。

したがって、業者が決まらず、そのあたり遅延したということによりまして、そういった引き渡しが順次できてこなかったという部分があります。そういった関係でその分時期的なものも遅れてくるというような理由でもありますし、そういった内容で今回期間のほうを延長させていただくというものでございます。

また、その間の材料の置き場でございますが、これにつきましては、京丹波木材供給のJ Vの請負をしていただいているJ Vのほうで工面をいただきまして保管いただいておりますという形となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○1 2番（山田 均君） 本体工事が遅れたということで、当初1 2月でございましたが、3月の当初で契約議決したわけでございますけども、そうすると3カ月遅れたと。納品もそれならば3カ月遅らすということだけで、随意契約の趣旨から言えば、そういうことになるのではないかと思うんですけども、あえて期間を1 2月まで延ばすということはどういうことなのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

ここに書いてあります変更理由の中に、建設工事をしながら施工順序に合わせて材を納入するという事なんですけども、本来は、町が発注しているので、町がその材を受け取って、それを業者に渡すというのが本来その契約の趣旨からではそうではないかと思うし、今言われるようなことがあるとすれば、この議案第4 6号を令和元年6月4日に提出したときに、当然そういうものはこの中に書いてあるべきだと思えますが、どこを見てもそういうことは説明としてはないんですね。いろいろ見ておきますと、伐採したものをどうどうするか、町内産木材の利用とか、組柱とか、乾燥とかそういうのは書いてありますけども、変更理由の中に書いてあるようなことは、建設工事の施工順序にあわせてこの材を調整しながら納品するというようなことは何もないんですけども、本来、町が発注しているので、町が受け取って町が業者に渡すというのが私は当初の説明だったと思えますし、そういう理解をしておったんですけども、これからするとそうではないと。町が第三者的に立ち会って、3社の共同体の製材業者が直接大成建設に渡すというやりとりみたいになるんですけども、そうい

う説明は一切この議案第46号、令和元年6月4日の中に資料にはないということなんですけども、当初からわかっておったことなのか。あえて我々に配付された資料には書かなかったということなのか。本来、契約とすれば、当然、随意契約で発注した材が納められるというのが、町が発注しているので町が受け取ると。それを本体工事を請け負った業者に渡すというのが普通考えればそういうことになると思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、当初の物品購入契約書がございまして、その中に納入期限、あるいは金額、そういったものを変更する必要があるときは、発注者と受注者との間で協議して契約によりましてこれを定めるものとするという規定がございまして。

もう1点、そういった内容がどこにも記載されていないというようなことですが、木材調達のJVの方に見積もりを依頼する際に、当然、施工業者が決まっていない状況でございまして、そういった施工業者が決まれば支給木材の特記事項ということをお示しさせていただきまして、その中に木材スケジュールというような内容のものが記載されております。そういったところを提示させていただいて、それに基づいてJVの方には木材調達をお世話になったというところでございます。

そのあたりを読み上げますと、工事受注者は、工事受注者というのは今回大成建設でございまして、受注者は、本工事契約後、直ちに支給木材の納材スケジュールについて京丹波町木材供給共同企業体、また、管理受託者と打ち合わせを行い、調整を行い、建築工事全体工程表に明示し管理受託者に提示することというような文面が明示されてございまして、そういった内容につきまして町と工事受注者、また木材提供JVの方と3社で木材をチェックいただいて、確認の上、調達するという流れを事前に周知させていただいてるということでございます。

6月当時、そういったことを申したかどうかというのは記憶にございませんが、資料としては提示はさせていただかなかったと思いますが、そういったことに基づきまして、この事業を進めてきたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

- 12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案の変更の理由として、新庁舎建設工事に必要な木材を製材し、建設工事の施工順序等にあわせて納材スケジュールを調整しながら木材を納品する業務である。新庁舎建設工事の入札不調などにより工事開始時期が遅延し、支給開始時期が遅れたこと及び建設工事の施工順序等を踏まえ、支給時期を見直したことにより契約期間を延長するとしております。

木材調達は、随意契約として令和元年6月議会で採択をされたものでございますが、契約内容では、構造用製材でスギ、ヒノキで柱400本、横架材3,441本、間柱等1,913本、構造用集成材でスギ、ヒノキ、柱で107本、横架材346本となっております。

契約期間は、議会の議決の日から令和2年3月31日でした。これを12月25日に変更するというものです。理由に新庁舎建設の本体工事にあわせて製品を納入するとしておりますが、製品を契約期日である3月31日までに指定された場所に製品を納入するのが契約だと考えます。

今、契約の中に納材スケジュールがあると言われ、その内容に順次納入するんだということも説明があったわけでございますけども、その内容を議会には何ら説明もありません。当然、そういう随意契約で木材調達をしているわけでございますし、本体工事と別にやっているわけでありまして、当然そういうことであればしっかり説明をする。まさしくこれは議会軽視だと指摘をするものであります。

あわせて、発注者の都合で納品の期日に変更になれば、発注者の責任と費用負担で指定した場所に納入するというのが当然だと考えます。発注した製品は、今どこに保管されておるのかとお尋ねしたら、それぞれ保管されているということでございますけども、本体工事が遅れることで製品の保管期間が延びるということになれば、費用負担は原因者が負担するというのは当然だと考えるわけでございます。今回の場合は、その保管の費用は要らないんだということでございますけども、そういう点から言いますと、契約期間というものがいかなものかというように思うわけでございます。

議案第48号は、木材調達契約の変更ですが、その内容は先ほど申し上げましたように、昨年6月議会で議案第46号として木材調達の随意契約として再提案されたものであります。木材調達を随意契約する理由として、町内産木材を使用すること。生産者等の森づくりの意欲拡大、担い手の育成、技術継承を高めることとしております。結果として、一部の業者に

利便を図ることになること。林家の森づくりの意欲が生まれてこないこと。また、木材の調達には原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり長時間を要する。こういうことも理由にしておりますが、第三者からの見積もりの公表、建築単価の比較などの資料、最も有利な方法として木造建築としたのかも明らかになってないこと。大型公共事業で借金も多額であることから情報は全て公開するのは当然であること。行政の公正化、情報公開を徹底することが不十分なこと。新庁舎建設は、京丹波町の財政規模、人口規模、将来の人口形態なども見通して身の丈に合った規模と事業費で建設すべきこと。周辺部にこそ光を当てる施策を基本にした新庁舎建設とすべきことなどをこれまでから指摘をしてきました。

議案第48号は、契約期間の変更ですが、行政の公正化や身の丈に合った規模と事業費で建設を行うこと。住民が求める身の丈に合ったコンパクトな庁舎にすべき、そういうことを求めて反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員の鈴木利明でございます。

議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について、賛成の討論を行います。

ご案内のとおり、本議案は、令和元年6月定例会において議決しました令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約のうち、契約期間を変更するものであります。今もいろいろお話がありましたように、この理由は入札の不調などによって工事開始期間が遅れたこと。これが1つ。また、施工順序の見直しを行ったこと。このことから契約期間を令和2年3月31日までを令和2年12月25日までに変更するものであります。この理由は、それ以上でもこれ以下でもありません。

現在の庁舎は、建築後61年がたっておりまして、構造設備ともに老朽化が著しく、加えて庁舎機能の分散など庁舎建設の必要性は十分に理解するものであります。財政的に有利な合併特例債が活用できる今が最後のチャンスとし、この認識のもとに工事に着工いたしました。

ご案内のとおり、先般、本体工事21億6,700万円とする工事請負契約を議決いたしましたところでございます。このように、新庁舎建設事業は着々と進んでおります。この間、新庁舎建設特別委員会は、18回の討議を行ってきました。建設予定地の踏査に始まって、太子町への行政視察、町長への要望書の提出、さらには、都度都度、重要事項の討議などあります。

今後とも引き続き建設工事が完了するまでしっかりと調査研究を行っていくことが重要であるかと思っております。令和3年8月、来年の夏には新庁舎が無事完成することを切に願ひまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第51、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第51、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、提出者の説明を求めます。

北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について説明を申し上げます。

昨年6月に制定しました京丹波町議会基本条例に基づき、昨年10月に3日間の議会報告会を町内で開催しました。昨年は、初年度ということもあり、議長を主にして計画を練り、議会全体で開催をしました。

今回、この議会報告会の業務をさらによりよくするため、議会全体で取り組むようにしていくために、議会常任委員会の広報常任委員会の業務として定めるものであります。広報常任委員会では、現在、定例会終了後の議会広報紙発行を主な業務として、定例会の最中から定例会終了後にかけて委員会を何度も開催し、発行作業にとりかかっています。これらに加え、広報常任委員会に議会報告会の業務を加え、計画立案や開催調整等を行うものです。また、町内での会場を設けての開催や集会等が開催される場に議会が出向いて行う出前議会報告会も想定して、議会報告会等にさせていただいているものであります。

なお、議会報告会は、広報委員会に何もかも任せるのではなく、具体的な作業においては、

議員一同で手分けをして会場準備、片づけ、当日の司会や記録等にもお世話になり、議会一同で取り組めればと考えるものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

それでは、議案書を読み上げて提案とさせていただきます。

発委第1号

令和2年3月18日

京丹波町議会議長 梅原好範様

提出者 議会運営委員会委員長 北尾 潤

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案説明 京丹波町議会基本条例の制定に伴い所要の改正を行うもの。

ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしたいと思うんですが、今回提案になっております議会報告会等を議会広報委員会に、その1つの委員会の仕事といいますか、業務といいますか、加えるということなんですが、議会広報委員会というのは、目的ですね。ここにありますように、議会広報の発行とかホームページの運営ということになっておったんですが、今ありましたように、議会報告会というのは、議会全体で行うことだということで、議会一同でいろんな準備を含めて取り組むんだということでございました。それならば、議会運営委員会が議会報告会を統括すると。議長の諮問にも議会運営委員会は受けてやるということになっておるわけでございますから、そういうことになれば、今説明があったように、議会運営委員会を中心に議会全体で取り組むんだということになれば、一定の道理と筋道があると思うんですけども、議会広報委員会がいろんな準備とかいうようなことをやるというのは、ちょっと筋道が違うのではないかと思うんですけども、本来なら議長を先頭にこれまでやってきたし、やるべきだと思うんですけども、その辺を私は取り組むとすれば、議会運営委員会が取り組んでいくという方がいいと思いますし、広報委員会がするというのは非常に負担として大きいと思うんですけども、その辺の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） いろんな見方があるかなとは思いますが、これから議員のなり手不足とかも含めまして考えていかなければならないところで、議員の活動とは別に議会の活動というのを発信していく。または町民の意見を取り入れていく。そういう部分が議会広報委員会として活動の中に入れていくという趣旨であります。もちろん、先ほど説明させていただいたように、議会広報委員会の負担が大きいということですが、議会広報委員会が主に引っ張っていくということで、議員全員で取り組むということなので、議会広報委員会だけに頼ってやるものではないということです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 議会広報委員会が常任委員会になりましたので、ほかの総務文教とか、産業建設、福祉厚生という同じような位置づけの中で、議員が複数所属ということで入っておるわけなので、そういう面から言うと、同じ位置づけになると思うんですね。総務文教とか産業建設、福祉厚生とね。そういう中で、議会報告会を広報委員会がそこへ入れるということについては、非常に課題が大きいというように思うんですけども、そういう点についても議会運営委員会で議論されたかと思うんですけども、全員協議会とかそういう中でも、もう少し議論を深めて、そして提案するというようにすべきだと思うんですけども、この辺についてはどういうように、以前ちょっとそういうような話もあったとは思いますが、正式にはそのことが議題として議員全体で議論したということまでは行ってないと思うんですけども、その辺についてやっぱり基本条例をつくったということですので、趣旨は、いかに議員全体が力を合わせてお互いがそれぞれの立場を尊重しながら議会の活性化を図っていくということですので、そういう趣旨から言っても、もっともっと議会の全体の中で議論を深めて、合意の中で進めていくというのが私は基本条例の趣旨から言っても当然だと思うんですけども、今回、こういう形で出されたというのは、私は、この条例を見るのはここへ来て初めてなので、本来なら事前にちゃんと勉強会等でも提案していただいて、議論をして、そして提案するというのが私は筋道だと思うんですけども、これはもう議会運営委員会でやったんだということなのでいいのかどうかということについては疑問に思いますので、あえて申し上げておきたいと思ったり、もう一度見解を伺っておきたいと思ったりします。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 議会報告会というのも昨年やらせていただいています。あれもずっと議論してきたというよりは、議会全体でやらなければならないと。どういう形にな

るかわからない。もしかしたら批判も出るかもしれないし、不備もあるかもしれないけど、とりあえずやってみようという前議長の意向もあって、それを皆さんが納得してやりました。だから、今回も広報委員会にこれを加えるというのも、そんな特別すごく大きい変化でもないというふうに思いますし、もちろん議論はこれからずっとしていくべきで、もしこれ変えたほうがいいんじゃないかなというところがあったら、その都度変えていけばいいんじゃないかなというふうに思います。それよりも、スピード感持って議論しなければいけないかなということで、先送り先送りではなくて、スピード感を持って取り組むというところで今回提案させていただいています。山田議員がおっしゃったように、議員全部で取り組むような感じになりますし、広報委員会の負担が大きいと認識するようなことがありましたら、それこそ全員でしっかりと広報委員会をバックアップして助けていきたいという見解です。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 委員会に加えるということは、委員会が責任を持つというのがルールなんですね。だから、委員長、副委員長が中心になって進めていかなければならないということになる。当然ね。だから、それぞれの協力というのは、ほかの常任委員会でも呼びかけをして協力をしてもらおうというのは、これはあると思うんですけども、これをやるとすれば、広報委員会の正副が責任ですね、委員会の。所管ですのでね。責任持ってやらなければならないということになるんですね。だから、例えばいろんな報告会に出ていったときに、挨拶とか責任というのは広報委員長が責任者ですわ。だから、議長とか、副議長とか、議会の代表する人がきちっと本来は議会報告会というのは住民に向けてやるべき、私はそういうことだと思うんですね。だから、本来は、別にそういうものをつくるか、私は議会運営委員会が適当だと思いましたがけども、やっぱり議会を代表することですごくございますので、広報委員会に加えるということについては、もっと議論が必要だし、スピード感と言われるけども、場合によってはそういうことも必要ですけども、しかし、場合によっては十分議論をして進めていくというのが私は基本だと思うんですね。やっぱりそういう点では、私ども議員に対して、初めて今提案してもらおうということで、本来ならこういう案文を事前に議員にも全体に示して、そして合意の上でやっていくという、これが私は基本だと思うんですね。ルールだと思うんですわ。基本条例もやっぱりそういう上に立ってできているわけですから、やっぱりそういうルールに基づいて順序よく進めていただくというようにしていただかないと、こんな今の状態でしたら、議運で決めましたから言うてどんどんどん、北尾議員の話だと、スピード感を持ってやりますということでは不参決のもとなんですわ。やっぱりいろんな考

え方、立場の議員もおるわけでございますけども、そこはお互いがリスペクトして、お互いが認め合ってやっていくというのが議会のルールなので、やっぱりそういう立場に立って私は進めさせていただきたいと。まして、議会運営委員会の委員長なら、そこをしっかりと踏まえてやっぱり進めていくというのは私は基本だと思うんです。それだけの役割と重責が与えられているわけですから、やっぱり我々何もそういう役職のない者についてももしっかり目配りをして、みんなの合意を得ていくと。そういう立場で進めてもらわないと、議会の形骸化ですわ。権限をやめることになるし、力も発揮できないということになると思うので、あえて申し上げておきたいと思います。

ぜひ答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 何か話がすごく極端なほうに行ってしまうのではないかなと。まず、何でもかんでもスピード感を持ってとも思ってないです。今回、この件に関しては、もう実績もあるわけですし、議会報告会という。それを前回ああいう形でやりましたと。今回、広報委員会でやることに対して、そんなにいろんな弊害は出ないのではないかなと思います。もちろん、責任は誰かが持つという部分ではそのとおりだと思いますし、挨拶を誰がするとかも、その辺はまた皆さんで決めていったらいいのではないかなというぐらいのことではないかなと思います。

議案書の2枚目をめくっていただいたところに、第2条第1項第4号を次のように改めると。議会広報常任委員会7人、議会広報紙の発行とホームページの運営、その後、議会報告会等に関する事務というふうに書かれています。だから、これを進めていく上で、事務的な部分とかは広報委員会にお願いをしながら、議会が責任を持って進めていくようなイメージでいいのではないかなと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） いろいろ意見が言われておりますが、私も議会運営委員会として出席させていただいて、議運の中で発委として提出するという事で皆さん合意に至ったわけでありまして、今も委員長が言われましたように、議会報告会等に関する事務ということで、こうした議会報告会については、委員長も先ほどからも言われてましたように、皆さんで運営していこうということで決まりましたので、私は、この議会報告会を全て広報委員会のほうに任せるという意味で思ってなかったんですが、その点、委員長どうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 森田議員のおっしゃるとおりです。全くそのとおりです。

答弁漏れもあったのでここで言いたいんですけど、正式な手続を経てないというんですけど、議会運営委員会は、それぞれの会派からも人を出して構成されてますし、そこで全部が全部、それこそ極端な話、これは全員協議会で話すもの、これは議会運営委員会で決めるものというふうに振り分けながら、議会運営委員会の同意のもとに進めてますし、手続は正式であると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 山田議員の質問にも重なるんですけど、ただ、スピード感を持ってやるということは非常に大事なことで、ぜひお願いしたいと思うんですけど、それは議員全体に行き渡ってからするのであって、議員に対して何の連絡もない状態でこういうことをされることについては、スピード感とはわけが違うと思うんですよ。議員とか皆さんが町民の方が思っておられるスピード感というのは、やはり討議とかそういうことが十分にされた上で早くできることを、スピード感がある行政なり、事務なり、行動をしてほしいということだと思うんです。その点、委員長のスピード感ということについて、本当にどう考えておられるのかちょっと聞きたいのが1点。

それから、先ほどおっしゃった事務だけですよということなんですけど、行政で言う事務というのは、例えば民間企業で言う事務というのは、例えば会計だけの後処理をするとか案内状をつくるという事務的な仕事という意味ではなしに、事務というのは、多分もっと高いレベルの行政では事務というと思うんですけど、その点はどう思われますか。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） スピード感というのをどう思われてるか。反問権を使えるかどうかかわからないですけど、いまいち質問の内容がぴんと来ないかな。スピード感を持って取り組むって、何だろうな。そのとおりかな。なので、行き渡ってるかどうかという話なんですけど、先ほど申し上げたように、議会運営委員会にそれぞれの会派からも出てますし、あと、今回のこの改正というのが先ほどから申し上げてるように、それほどすごく今までやってきたことからしたら、大きく変わるものではないんじゃないかと。去年の議会報告会も議員全部で取り組んだと、そういう認識でいます。今回も議員全部で取り組むという部分が一番大事で、そこが変わらずに、ただ、前回は、とりあえずやってみようということで、とりあえず議長が声を上げて引っ張っていったような感じを今回は広報委員会、これからも広

報委員会です。やっていったらどうだろうというところで、そんなに去年できたことを今年大きく変えるようなことではないので、スピード感を持って取り組んでいいことなんじゃないかなというところです。

事務の件なんですけど、これも僕が想像している議会報告会の事務がそんなに難しいことによるには思えないので、広報委員会で十分対応できるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これ、昨年、議会報告会をしたとばかりおっしゃってるけど、今回は、議会報告会をどこがやるかということを決めるのであって、過去にやった報告会は関係ないわけですね。過去に全員でやったから云々と言ってるのではなしに、今回、事務を担当するということになったら、議会運営委員会の委員の方の仕事が多くなるので、その辺のことをもう一度検討して、議員が納得した上でするべきではないかと言ってるんです。

ただ、北尾委員長の発言を聞いてますと、スピード感と独断とが入りまじってるような気がするんです。なので、やっぱり独断はいかんと思います。例えば、次の議案につきましては、事務局からファックスで事前にいただきました。こういう形でやりますという委員長の文面もつけた。片一方ではこうなって、片一方では何もなしに今日初めてこれが出される。この辺は独断ですよ。そう思われなにかどうかお聞きをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） 僕が独断で勝手にこれを出したわけではなしに、議会運営委員会でこういうふうに進めようというふうに決めて、そういう手続を経て出てますので、繰り返しになりますけど、全部の会派からそれぞれ1人議会運営委員会で、これに目を通してこういう感じに進めるというのを理解した上でこれを提出してますので、独断では絶対ないと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「休憩」と発言する者あり）

○議長（梅原好範君） それでは、これより暫時休憩に入ります。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 6時43分

○議長（梅原好範君） 皆さんには、遅延いたしましたことにおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、発委第1号を採決します。

○12番(山田均君) 議長。

○議長(梅原好範君) 何ですか。

○12番(山田均君) 私は、この委員会条例については全会一致が基本だと思うので、経過が全然納得できないので退席します。採決には加わりません。

○議長(梅原好範君) 許可しませんが、ご自由にしてください。

(山田議員 退席)

○議長(梅原好範君) 発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手多数です。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

(山田議員 着席)

《日程第52、発委第2号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議》

○議長(梅原好範君) 日程第52、発委第2号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長(岩田恵一君) それでは、ただいま上程されました発委第2号につい

て、その提案理由の説明を行いたいと思います。

中国武漢市で発生したと言われている新型コロナウイルスは、本年1月から2月にかけて国内に入り、今も感染が継続し発症しております。

WHOでも、3月11日にパンデミック宣言が行われ世界中に拡大しており、国内においては、感染拡大の拡散、抑制、予防に努めるため、2月27日には首相による公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の休校要請を初め、イベント等の自粛要請が行われるなど、いまだ継続している最中であります。

本町でも、2月5日に京丹波町新型コロナウイルス感染症対策会議が設置され、感染防止、抑制に向けて取り組んでいるところであり、3月3日より町内各小中学校を休校とし、各種式典やイベント等も自粛をしている状況にあります。

こうした状況を受けて、国内では、教育現場、医療現場、福祉施設を初め、経済面や商工業などにおいて時間の経過とともにいろいろな影響が出てきており、これらの事態終息のためには、国、京都府、市町村、各事業所、医療従事者、そして住民が一丸となった総合的な対応が求められております。

本町でも、関係機関と十分な連携をしながら、町内の各方面の迅速な情報収集にも努めていただき、住民生活の安心・安全を最優先として今後も取り組んでいただくことが求められます。

本町議会においても、去る3月12日の福祉厚生常任委員会でいろいろ協議され、議会としての総意をまとめていくことが委員会一同の意見であり、総意でございました。住民の日々の生活の安全・安心に向けて、町行政と連携、協力しながら感染抑制、予防、そして一日も早くもとの生活に戻れるよう、一層の取り組みを進めていくことを願い、今回議会としての決議を提案するものでございます。

それでは、お手元に配付の提案書に基づきまして、朗読して提案にかえさせていただきたいと思います。

発委第2号

令和2年3月18日

京丹波町議会議長 梅原好範様

提出者 福祉厚生常任委員長 岩田恵一

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏ですけども、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議

(案)でございます。

中華人民共和国湖北省武漢市において発生したとされる新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、国際社会を挙げて対策が講じられているが、いまだ事態の収束は見通せず、国際的な脅威になっている。

我が国においても、感染者が増加する中、新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請がされる事態など、感染拡大の抑制に全力で取り組まれているが、いまだ予断を許さない状況にある。

こうした中、本町においては、本年2月5日に京丹波町新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、太田町長を先頭に感染拡大防止に全力挙げて取り組んでいただいているところである。

しかしながら、感染症の広がりには、医療機関や介護等の施設、製造業・観光業を初めとした経済界、また、教育現場等に甚大な影響を及ぼしており、事態収束のためには、国、府、医療従事者、事業者、そして住民が一丸となった総合的かつ迅速な対応が強く求められている。

よって、京丹波町においては、何より住民の命と健康を守ることを最優先に、国、府、関係機関と十分に連携しながら、感染拡大の防止対策、住民生活の安心・安全の確保に迅速かつ全力で取り組むよう強く求めるものである。

京丹波町議会においても、住民の安心・安全の確保のため、行政と連携、協力して感染抑制等、事態収束に向け、一層取り組みを進める。

以上、決議する。

令和2年3月18日

京丹波町議会

以上でございます。ご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしておきたいことがございます。

決議に反対するものではありませんが、決議と同時に、国に対してもやはり意見をしっかりと声を上げていくということが大事かと思うんですけども、国に対する意見書については検討はされなかったのかどうか、1点伺っておきます。

それから、この決議の最後の部分に、京丹波町議会においても、住民の安心・安全に確保

のため、行政と連携、協力して感染抑制等、事態収束に向け、一層取り組みを進めるという結びになっておるんですけども、議会として、一層取り組みを進める。具体的にどのようなことを議会としては取り組むべきと考えておられるのか。また何かこの事態を受けて、全体でこういうふうに取り組もうというようなことも提案される考えがあるのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） 意見書の関係ですけど、隣の南丹市では意見書を出されるということも新聞等で報道されておりますけども、現在、国とか都道府県、市町村及び関係機関で新型コロナウイルスの感染対策について、あらゆる手段を講じて実施されている最中でございます。特に、国においても、そういった取り組みが一層強化をされまして、緊急非常事態宣言等も出されたということでございます。

京都府議会においても、また府下の市町村の議会においても、今は国の非常事態宣言を受けて、それぞれの府民、町民、住民の命と暮らしを守るために、やはり行政と一丸となって決議をして、その思いを言うんだというようなことでの取り組みがなされております。私もそういう思いでございまして、本町議会としては、そういった趣旨に沿って、京都府議会並びに他の市町村と同様に決議として提案をさせていただいたところでございます。

また、決議（案）の中身でございますけども、やはりこういった取り組みについては、行政と連携していかなあかんということでございます。やはり不測の事態には予備費の充用ですとか予算計上、財政出動も必要なときには、やはり協力していくという取り組みの中で、やはり住民の暮らしと安全・安心を守っていくということにつながるんだろうというふうに思いますので、そういった意味でのこういった取り組みということでここに書かせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきます。

今、行政と連携、協力してということでございます。当然、そうだと思うんですけども、議会としては、実態調査とか町内でもいろんな影響が出てきておりますので、そういうようなことまでは踏み込んで手分けをして町内の状況を把握するというようなことまでは、議会としては、この決議に基づいて取り組んでいこうというところまでは考えておられないのか。状況によっては、そういうところまで取り組まなければならないというふうに考えておられ

るのか伺っておきたいと思ひますし、なかなか実態がつかみ切れてないという面もあるので、我々としても、本当にそういう状況をしっかりつかむということも必要かと思ひますので、あえてお尋ねしました。よろしくお祈ひします。

○議長（梅原好範君） 岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） そうした取り組みは必要に応じて、各常任委員会等でも取り組みを進めていただきたいなというふうに期待しております。例えば、産業建設常任委員会ですと商工会、それから我々ですとそういった施設等ございますし、また、総務文教常任委員会では小学校とか、幼稚園とか、そういった施設等に必要に応じて、各常任委員会でもそういった取り組み、また、議員おのおのでもそういった情報を収集するということには、やはり積極的に取り組んでいただければ幸いですというふうに思っています。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっとお尋ねするんですが、これ、今出すわけですよね。そこで、この内容を読んでますと、感染防止のことに力が入ってる文章が多くて、これが発生した今から1カ月か1カ月半前ならこれでいいと思うんですけど、現在は、どちらか言いましたら、新型コロナウイルスによるいろんな規制があつて、そのために経済的な問題が起きてるわけですけども、この文章の中で、しかしながら云々のところの製造業・観光業とか、それから一番最後の事態収束というようなことで、そのことも入ってるとはとれるんですけど、もう少し京丹波町の業者の方が困っておられることもたくさんあるようですし、偶然私は病院に行ったら、日頃の3割程度しか来ておられる人がないというような話で、これも病院経営に影響するわけですから、そういうことももう少し具体的に入れていただけたらうれしいなというような気がするんですけど、提案者としてどう思われるかお聞きをしてみたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 岩田福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（岩田恵一君） おっしゃることは本当によく理解しておりますし、また文書的に急いでつくったという関係から、十分皆さん方に伝わらない部分があるということはおわび申し上げたいというふうに思ひますし、今、村山議員が言われましたように、一部一部広く解釈いただいて、そういった意味も含んで捉まえているということをご理解いただきたいというふうに思ひます。

まずは、こういった決議をいたしまして、先ほど山田議員からもありましたように、やはり議会としても、それぞれの経済面、それから感染拡大抑制に努められている施設とか、いろんな実態調査についても十分調査をして今後にかしていききたいというふうに思っています。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、発委第2号を採決します。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議に、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第53、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第1回京丹波町議会定例会は、これをもちまして閉会といたします。

また、議員の皆様には、大変お疲れのところご苦労さまですが、引き続き全員協議会をこ

の場において、準備が整い次第開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

閉会 午後 7時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 谷口勝巳

〃 署名議員 隅山卓夫